

山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）  
基本方針

平成26年12月  
平成29年12月改訂  
令和4年3月改訂  
山形県

# 目 次

はじめに	・・・ 1
I 概況	
1 県が保有又は管理・借用する主な財産の現状と課題	・・・ 3
(1) 財産の現状	
(2) 課題	
2 これまでの取組み	・・・ 15
(1) 県有施設の長寿命化	
(2) 県有財産の有効活用	
(3) 県有財産の総量縮小	
(4) その他	
3 県有施設の維持管理・更新等に係る経費の試算	・・・ 17
(1) 今後 10 年間の経費の見込み	
(2) 今後 30 年間の経費の見込み	
(3) 今後の見通し	
II 基本的な考え方	・・・ 21
III 具体的な取組み方策	
1 県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減	・・・ 22
(1) 点検・診断等の実施方針	
(2) 維持管理・更新等の実施方針	
(3) 安全確保の実施方針	
(4) 耐震化の実施方針	
(5) 長寿命化の実施方針	
(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	
(7) 環境等への配慮	
(8) 民間活力の活用	
(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	
2 県有財産の有効活用	・・・ 28
(1) 余裕スペース等の有効活用	
(2) 企業広告の導入拡大	
3 県有財産の総量縮小（統合や廃止の推進方針）	・・・ 28
(1) 未利用県有地の売却促進	
(2) 施設集約化・転用等の推進	
IV 推進体制等	
1 推進体制	・・・ 29
2 重点検討項目	・・・ 30
3 財産の利活用・売却等に関する意思決定プロセス	・・・ 30
4 政府や市町村との連携	・・・ 31
5 将来の財政需要への対応	・・・ 31

## はじめに

本県においては、人口減少や少子高齢化が進行し、引き続き厳しい財政事情が続く中で、必要な行政サービスを提供していくため、行財政運営の全分野において不断の見直しを行いながら、持続可能な財政基盤の確立による自主性・自立性の高い行財政運営を実現していくこととしている。

本県が保有する財産は、行政サービスの向上に伴って増加してきた経緯から膨大な量となっており、特に、1970年代以降に整備された多くの施設がこれから更新・大規模改修の時期を迎え、多額の財政需要が見込まれる状況にある。今後、人口減少・少子高齢化等により公共施設等の利用需要の変化が予想されることを踏まえ、県有施設の長寿命化や維持管理の効率化による費用の縮減、県有財産の売却・有効活用による歳入確保、更にこれらを統括運用していく仕組みづくりが求められている。

このため、将来にわたって県民に対する行政サービスの維持向上を図る管理手法として、経営的な視点を重視するファシリティマネジメントを導入し、「県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減」、「県有財産の有効活用」、「県有財産の総量縮小」の三つの柱を内容とする県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針を策定することにより、県有財産の総合的な管理運用を推進する。

なお、この基本方針は、インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する省庁連絡会議決定）に基づく本県のインフラ長寿命化計画（行動計画）である「公共施設等総合管理計画」を兼ねるものとして平成26年12月に策定されたものである。

この度、前回（平成29年12月）の改訂から4年となるに当たり、この間の個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）の策定等の取組み状況や情勢の変化を踏まえ、所要の見直しを行い、改訂版として策定するものである。

---

### 【ファシリティマネジメントとは】

「企業・団体等が組織活動のために、施設（土地・建物）とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動」（公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会）であり、県が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的に管理、活用すること。

## 1 目的

この基本方針は、県民に対する必要な行政サービスを将来にわたって維持向上させていくため、経営的な視点から県有財産の総合的な管理・活用を図ることを目的とする。

## 2 対象とする財産

基本方針の対象とする財産は、公有財産である全ての県有地・県有施設及びその従物並びに県が管理・借用している土地・施設及び県が設立団体となっている地方独立行政法人が保有する土地・施設（一般財産、インフラ資産、公営企業資産、地方独立行政法人資産）とする。なお、新たに取得する財産については、将来的に対象財産となり本方針が適用されることを踏まえつつ、十分な配慮を行うものとする。（※1）

- 一般財産：庁舎、学校、福祉施設等（山形県公有財産規則適用財産）
- インフラ資産：道路、河川、空港、港湾及び漁港など
- 公営企業資産：下水道事業、企業局事業（電気事業、工業用水道事業、公営企業資産運用事業、水道用水供給事業）及び病院事業に係る資産
- 地方独立行政法人資産：山形県公立大学法人、公立大学法人山形県立保健医療大学、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構に係る資産

## 3 目標指標（※2）

- 歳入：県有財産の売却、有効活用による歳入 3億円／年
- トータルコスト：一般財産施設に係る県民1人当たりの負担額  
平成25年度実績（15,900円）以下を維持

## 4 計画期間

平成26年度から令和6年度までの11年間

---

### ※1【対象財産】

- ・対象財産には、県が保有する財産（県有地、県有施設）のほか、県が管理・借用する土地・施設及び県が設立団体となっている地方独立行政法人が保有する土地・施設についても含むものとする。
- ・本方針では、県有地及び県有施設を総称して「県有財産」とし、県有施設には、庁舎、学校等の建物のほかインフラ資産、公営企業資産、地方独立行政法人資産である施設を含むものとする。

### 《参考》

- ①「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）  
インフラ：道路・鉄道・港湾・空港等の産業基盤や上水道・公園・学校等の生活基盤、治山治水などの国土保全のための基盤、その他の国土、都市や農山漁村を形成するあらゆる基盤。
- ②「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成26年4月22日 総務省）  
公共施設等：公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他工作物。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚染処理場等）等も含む包括的な概念。  
本基本方針における対象財産は上記①、②を含むものである。

### ※2【目標指標】

- ・目標指標は、全財産を対象に設定することを基本とするが、当面、一般財産について先行して設定し、インフラ資産及び公営企業資産については、今後、個別施設毎の長寿命化対策の情報等を蓄積しながら検討していくものとする。
- ・トータルコストとは、中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいう（総務省指針より）。トータルコストの目標設定の考え方については、「別紙1」参照。

## I 概況

これまでの目標の達成状況は、県有財産の売却、有効活用による歳入は年3億円（平成29年12月改訂前の目標値は2億円）を達成している【表1】。

また、トータルコストの県民1人当たり負担額は、平成28年度以降、平成25年度以下を維持している【表2】。

【表1】 県有財産の売却、有効活用による歳入

(単位：億円)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
歳入額	2.7	4.4	4.4	3.1	4.7	3.3	3.8	3.2
内訳 売却	1.3	2.9	2.9	1.5	3.1	1.8	2.2	1.6
〃 有効活用	1.4	1.5	1.5	1.6	1.6	1.5	1.6	1.6

【表2】 一般財産施設に係る県民1人当たりの負担額

(単位：円)

年度	H25年度 (基準年)	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
負担額	15,900	16,200	16,000	14,800	14,800	15,500	15,100	15,700

### 1 県が保有又は管理・借用する主な財産の現状と課題

#### (1) 財産の現状

##### ① 一般財産（山形県公有財産規則が適用される財産）

##### ○保有財産（※3）

本県が保有する財産は、令和2年度末現在、公有財産台帳に登録されているもので、土地面積は約2,068万㎡、建物延床面積は約185万㎡と膨大な量となっている【表3】。

これは、平成28年度末（前回改訂時）の土地面積約2,076万㎡、建物延床面積約186万㎡と比べると、それぞれ約8万㎡、約1万㎡減少している。

建物では学校施設が42.3%、その他公用施設が19.3%、公営住宅が13.8%を占めている【表3、図2】。

---

#### ※3 用語解説

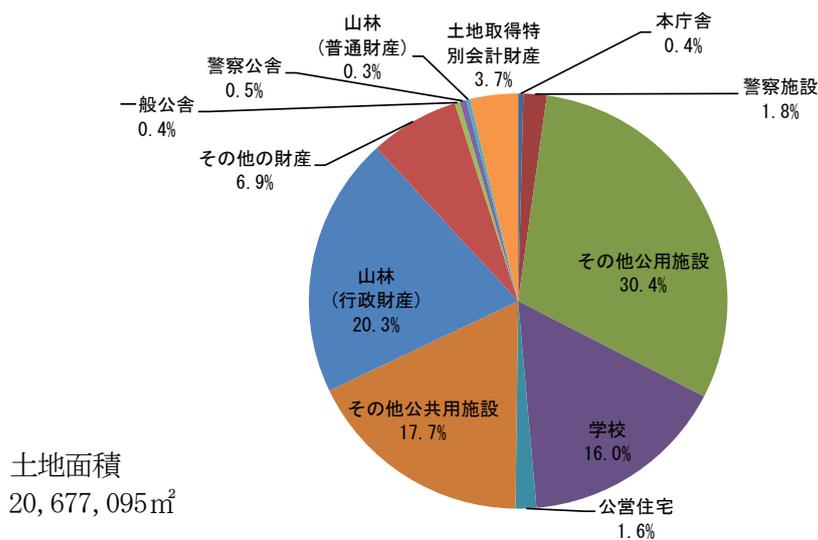
- i. 公有財産：普通地方公共団体の所有に属する財産（不動産など）
- ii. 行政財産：公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産
  - ・ ii-1. 公用財産：普通地方公共団体がその事務又は事業を執行するため直接使用することをその本来の目的とする公有財産  
（「その他公用施設」：総合支庁舎、試験研究機関、福祉施設など）
  - ・ ii-2. 公共用財産：住民の一般的共同利用に供することをその本来の目的とする公有財産  
（「その他公共用財産」：文化施設、体育施設、社会教育施設など）
- iii. 普通財産：行政財産以外の一切の公有財産  
（「その他財産」：廃川廃道敷地、貸付地、処分予定地など）
  - i、ii、iii→地方自治法第238条より、ii-1、2→「逐条地方自治法」より

【表3】一般財産の状況（令和2年度末現在）

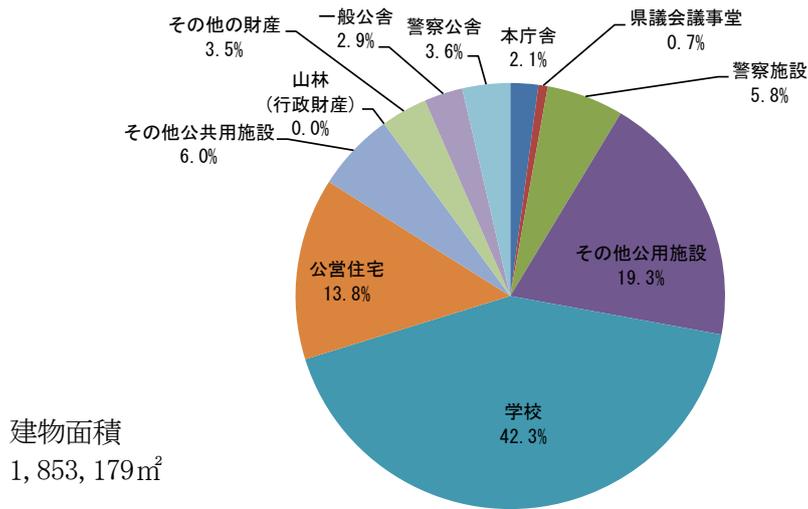
分類	区分	土地			建物			
		数量(m <sup>2</sup> )	構成比(%)	評価額(百万円)	数量(m <sup>2</sup> )	構成比(%)	評価額(百万円)	
行政財産	公用財産	本庁舎	81,164	0.4	3,760	38,292	2.1	1,716
		県議会議事堂	(本庁舎に含む)	-	-	13,128	0.7	945
		警察施設	378,175	1.8	5,352	106,798	5.8	6,413
		その他公用施設	6,285,179	30.4	29,599	358,367	19.3	20,503
	公共用財産	学校	3,304,059	16.0	43,576	783,896	42.3	50,673
		公営住宅	335,980	1.6	6,169	255,097	13.8	17,037
		その他公共用施設	3,655,223	17.7	12,052	111,952	6.0	10,089
		山林	4,200,736	20.3	60	344	0.0	6
計		18,240,516	88.2	100,568	1,667,874	90.0	107,380	
普通財産	その他の財産	1,430,513	6.9	7,789	64,874	3.5	2,237	
	一般公舎	86,565	0.4	2,719	52,907	2.9	3,665	
	警察公舎	105,635	0.5	1,937	67,525	3.6	5,268	
	山林	56,408	0.3	1	-	-	-	
計		1,679,120	8.1	12,447	185,305	10.0	11,171	
土地取得特別会計財産		757,458	3.7	5,603	-	-	-	
合計		20,677,095	100.0	115,137	1,853,179	100.0	118,551	

・評価額は、公有財産台帳の評価額。表示単位未満の四捨五入により、計が一致しない場合がある。

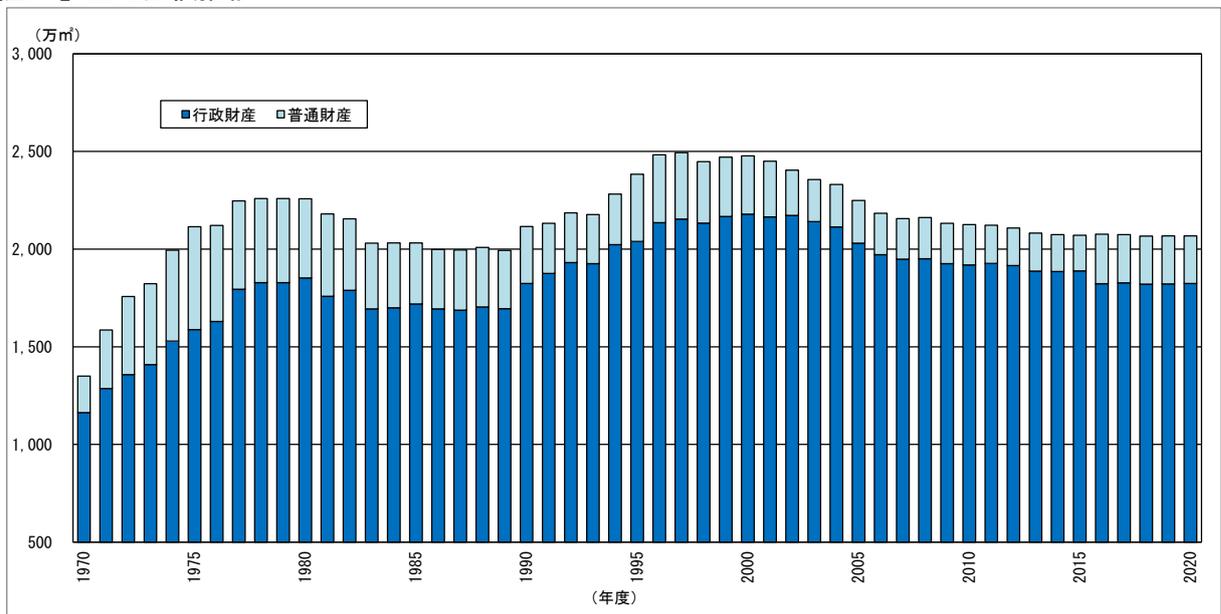
【図1】区分別土地面積割合



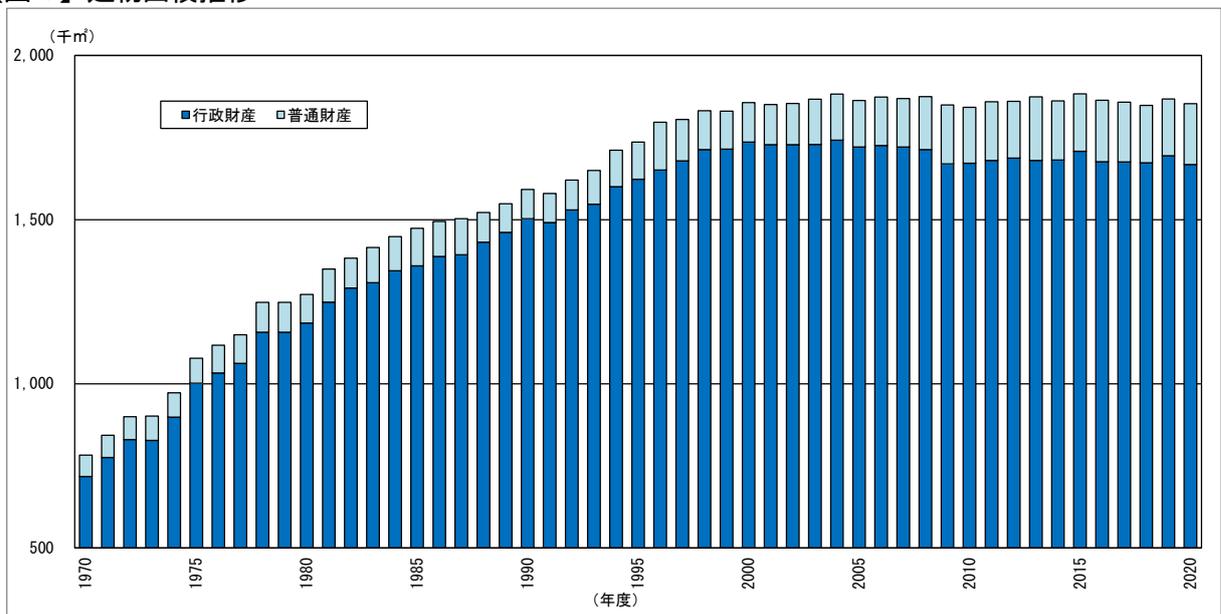
【図2】 区別建物面積割合



【図3】 土地面積推移



【図4】 建物面積推移



## ○借用財産

本県が借用している土地及び建物は、令和2年度末現在、土地面積約87万㎡、建物延床面積約1.0万㎡となっている【表4】。

【表4】県が借用する財産の状況（令和2年度末現在）

用途	土地		建物	
	面積 (㎡)	借上料 (百万円)	延床面積 (㎡)	借上料 (百万円)
公共施設	296,634	0.3	636	93.8
学校施設	72,918	71.9	2,441	0.5
県営住宅	4,830	5.2	0	0
警察施設	82,471	18.8	2,358	16.2
その他庁舎等	415,432	63.4	1,069	77.2
職員公舎	1,571	0.7	3,195	51.1
計	873,856	160.3	9,699	238.8

- ・借上料は、令和2年度一年間の金額の合計。
- ・表示単位未満の四捨五入により、計が一致しない場合がある。
- ・職員公舎等の建物には、建設償還中のみ借用するもの（2,687㎡、36.4百万円）を含む。

## ② インフラ資産

本県が保有又は管理する道路管理施設、河川管理施設等のインフラ資産の令和2年度末の状況は、道路の舗装延長2,856km、橋梁2,431橋、河川の13ダムなどとなっている【表5】。

これは、前回改訂時の平成28年度末（舗装延長2,829km、橋梁2,378橋、河川の12ダム）と比べ、整備が進んでいる。

【表5】インフラ資産の状況（令和2年度末現在）

施設類型	状 況	備 考
道路管理施設	管理道路（舗装） 2,856km 県管理橋梁数 2,431橋（橋長2m以上） 県管理トンネル 58箇所	
都市公園施設	12公園（9公園・3緑地）、面積420.4ha	
河川管理施設	県が河川管理施設として設置しているダム 13ダム 県管理の水門8基、樋門1,135基、排水機場1基	県管理河川 20水系、554河川 流路延長 2,819.5km
海岸保全施設	堤防・護岸12.011km、突堤（ヘッドランド含む）2.472km、 離岸堤（人工リーフ含む）10.292km、消波堤7.898km	
砂防関係施設	砂防設備（砂防えん堤、床固工） 1,348基 地すべり防止施設（集水井、横ボーリング等）1,300基 急傾斜崩壊防止施設（擁壁工、法枠工、落石防護柵工）2,537施設	
治山施設	治山施設及び地すべり防止施設 （農村整備関係：41地区、林業関係：4,390基）	
港湾施設	重要港湾1港、地方港湾2港	
空港土木施設	2空港（滑走路延長：山形空港2,000m、庄内空港2,000m）、 米沢ヘリポート	
農業水利施設	ダム、水路、揚排水機場、ため池等 1,511施設	
林道施設	管理道路 52kmうち舗装延長21km 県管理橋梁 9橋（橋長4m以上）	
漁港施設（水域含む）・ 海岸保全施設	県管理6漁港（第1種漁港3・第2種漁港2・第4種漁港1）	
交通安全施設	信号機 1,821基	

### ③ 公営企業資産

本県が保有又は管理する公営企業資産の令和2年度末の状況は、浄化センター処理施設4箇所、電気事業施設14水力発電所、水道用水供給事業施設5浄水場、病院施設4病院などとなっている【表6】。

【表6】公営企業資産の状況（令和2年度末現在）

施設類型	状 況	備 考
下水道施設	浄化センター処理施設4箇所（村山・置賜・山形・庄内） 幹線管渠延長 161.9km、ポンプ場 6箇所	
企業局施設	電気事業施設 : 14水力発電所、1太陽光発電所 工業用水道事業施設 : 3浄水場 公営企業資産運用事業施設 : 県民ゴルフ場、県営駐車場、緑町会館 水道用水供給事業施設 : 5浄水場（導送水管249.7km等） 職員宿舎 4棟 延床面積3,300㎡	
病院事業局施設	病院施設 : 4病院 延床面積 123,313㎡ 職員宿舎 11棟 延床面積 11,521㎡ 院内保育所 1棟 延床面積 219㎡	

### ④ 地方独立行政法人資産

本県が設立団体となっている地方独立行政法人資産の令和2年度末の状況は、大学関係施設（延床面積）43,418㎡、病院関係施設（延床面積）75,619㎡となっている【表7】。

【表7】地方独立行政法人資産の状況（令和2年度末現在）

法人名称	状 況	備 考
山形県公立大学法人	大学施設 : 2校 延床面積 24,041㎡ 職員宿舎 1棟 延床面積 1,206㎡	
公立大学法人 山形県立保健医療大学	大学施設 : 1校 延床面積 16,606㎡ 職員宿舎 1棟 延床面積 1,565㎡	
地方独立行政法人 山形県・酒田市病院機構	病院施設 : 2病院 延床面積 66,554㎡（附属棟を含む） 職員宿舎 8棟 延床面積 8,299㎡ 院内保育所 1棟 延床面積 466㎡	

## (2) 課題

### ① 施設の老朽化

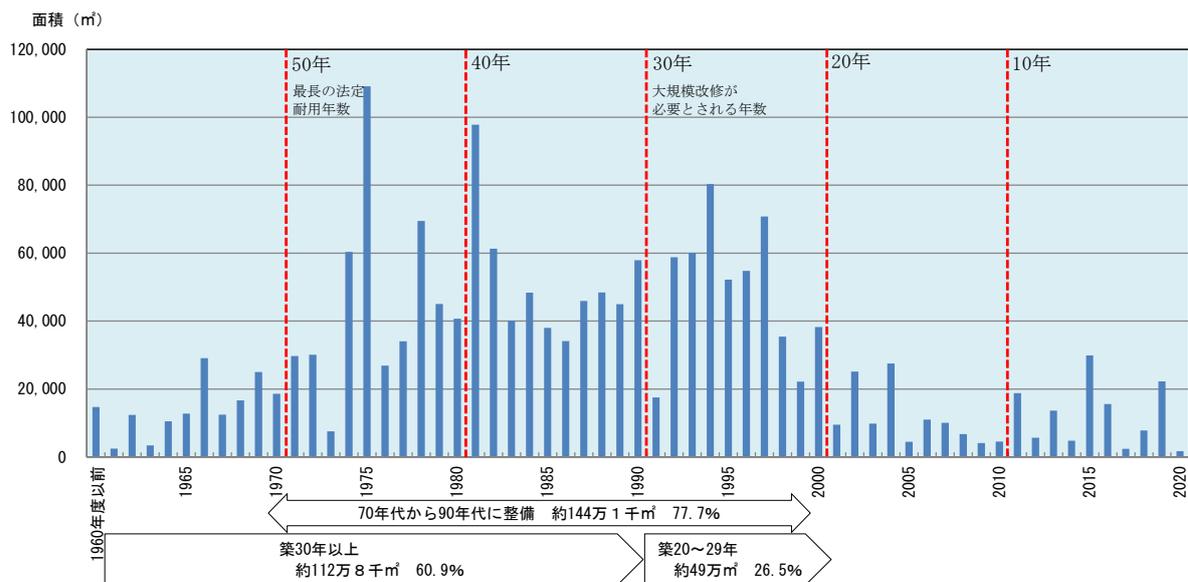
#### ア 一般財産（建物）

本県が保有する一般財産の建物は、1970年代（昭和45年）から1990年代（平成11年）までに整備されたものが延床面積割合で約78%を占め、1975年、1980年代前半及び1995年前後に建築のピークが到来している【図5】。

公有財産台帳に登録されている建物4,119棟（令和2年度末現在）の平均築年数は約33年で、一般的に大規模な改修工事が必要とされる建築後30年を経過した建物が、延床面積割合で全体の約61%に達するなど老朽化が進行している。仮に令和2年度末現在の延床面積をそのまま保持した場合、10年後には、建築後30年を経過した建物が全体の約87%に急増するほか、1970年代に建築された建物が、最長法定耐用年数（※4）である50年に到達することになる【図5】。

このままでは将来の大規模改修や建替えに係る費用が増大し、大きな財政負担となることが予想されるとともに、適切な対策を講じないと、建物の安全性や運営、県民サービスの提供に支障が生じることが危惧される。

【図5】建物（一般財産）建築年度別延床面積（令和2年度末現在）



※4 主な建物の法定耐用年数（財務省令より）

- ・鉄骨鉄筋コンクリート造 事務所用：50年、住宅・学校・体育館用：47年、病院用：39年
- ・鉄筋コンクリート造 事務所用：50年、住宅・学校・体育館用：47年、病院用：39年
- ・鉄骨造 事務所用：38年、住宅・学校・体育館用：34年、病院用：29年

## イ インフラ資産

インフラ資産についても、1955年（昭和30年）から1975年（昭和50年）頃の高  
度経済成長期に整備された多くの施設がこれから更新時期を迎える。

例えば、橋梁については2,431橋のうち建設後50年以上を経過した橋梁が、20  
年後には全体の7割に達する見込みである【表8】。

【表8】インフラ資産の建設後50年以上経過する主な施設の割合（令和2年度末現在）

施設類型	主な施設等	施設数等	建設後50年以上経過する施設の割合			備 考
			R2年度末	10年後	20年後	
道路管理施設	橋梁	2,431橋	27.3%	53.6%	72.4%	施設数割合
	トンネル	58箇所	10.3%	20.7%	58.6%	施設数割合
都市公園施設	公園・緩衝緑地	10施設	0.0%	10.0%	30.0%	施設数割合
河川管理施設	ダム	13基	30.8%	38.5%	61.5%	施設数割合
	動力式の水門・樋門 ・排水機場等	496施設	28.8%	64.1%	88.3%	施設数割合
海岸保全施設	堤防・護岸	12.011km	54.8%	97.9%	97.9%	施設延長割合
砂防関係施設	砂防えん堤、床固工	1,348基	28.7%	49.0%	68.7%	施設数割合
港湾施設	港湾施設	414施設	26.8%	56.8%	74.2%	施設数割合
空港土木施設	滑走路・誘導路等	22施設	13.6%	22.7%	100.0%	施設数割合
漁港施設(水域含む) ・海岸保全施設	岸壁・防波堤等	22km	19.9%	44.7%	71.7%	施設延長割合

・施設数については、建設年度不明の施設数を除く。

・国土交通省作成の「国土交通白書2020」では「社会資本の老朽化の現状」を便宜的に建設後50年で整理しており、本県における同類の施設類型についても同様に試算した。

## ウ 公営企業資産

公営企業資産については、1970年（昭和45年）代から1980年（昭和55年）代に  
整備された県立病院が更新時期を迎えている【表9】。

【表9】公営企業資産のインフラ施設建設後50年以上、建築物建設後30年以上経過する  
主な施設の割合（令和2年度末現在）

施設類型	主な施設等	施設数等	建設後50年以上経過する施設の割合			備 考
			R2年度末	10年後	20年後	
下水道施設	幹線管渠	161.9km	0.0%	0.0%	26.5%	施設延長割合
企業局施設	水道用水供給事業施設 導送水管	249.7km	0.0%	0.0%	57.2%	管路延長割合
病院事業局施設	病院施設	123,313m <sup>2</sup>	建設後30年以上経過する施設の割合			延床面積割合
			R2年度末	10年後	20年後	
			35.3%	65.6%	65.6%	

## エ 地方独立行政法人資産

地方独立行政法人資産については、1972年(昭和47年)から1984年(昭和59年)に整備された山形県公立大学法人の大学施設等が大規模改修時期を迎えている。

【表10】 地方独立行政法人資産大規模改修時期到来の施設割合（主なもの）

（令和2年度末現在）

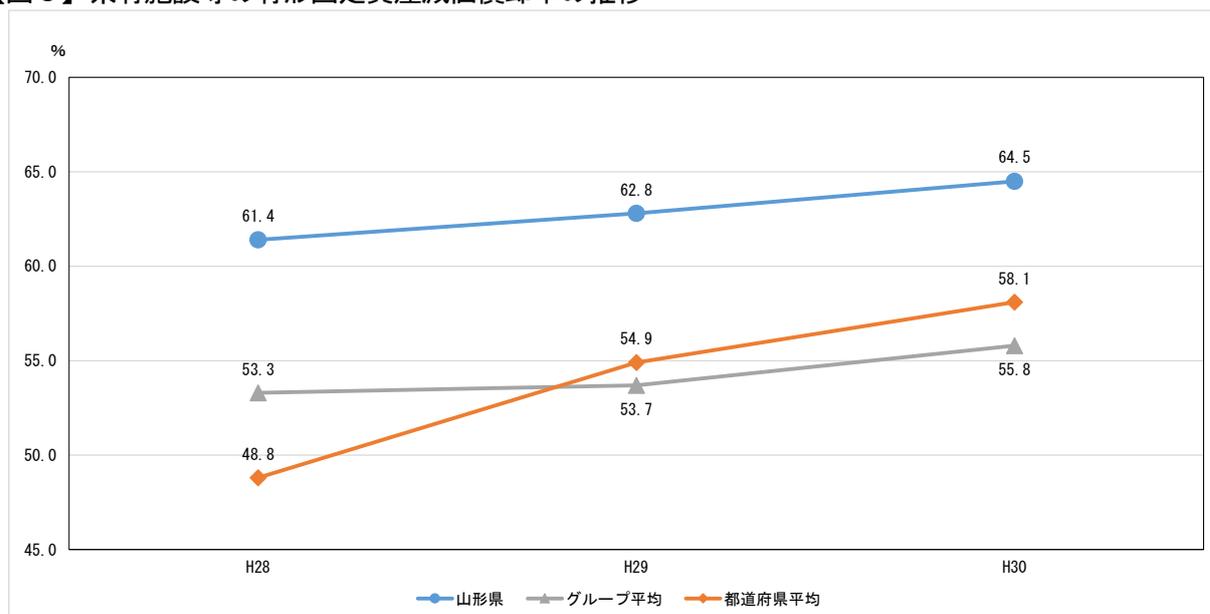
法人名称	主な施設等	施設数等	建設後30年以上経過する施設の割合			備考
			R2年度末	10年後	20年後	
山形県公立大学法人	大学施設等	25,247㎡	67.9%	80.3%	80.3%	延床面積割合
公立大学法人 山形県立保健医療大学	大学施設等	18,171㎡	0.0%	100.0%	100.0%	延床面積割合
地方独立行政法人 山形県・酒田市病院機構	病院施設等	66,554㎡	10.9%	95.9%	95.9%	延床面積割合

## オ 有形固定資産減価償却率の推移

公共施設等（地方公営企業会計の公共施設等を除く。）の有形固定資産減価償却率については、総務省から示された「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月）に基づき、平成28（2016）年度から算出している。本県の有形固定資産減価償却率をみると、平成28年度は61.4%となっており、道府県の財政力指数によって分類されたグループ平均（53.3%）を8.1ポイント上回っている。また、平成30（2018）年度においても、64.5%とグループ平均（55.8%）を8.7ポイント上回っており、グループ内で比較すると老朽化比率が高い水準となっている【図6】。

（グループとは財政力指数の高低によりA～Eの5つに分類したもので、本県は0.300以上0.400未満のDグループに属している。）

【図6】 県有施設等の有形固定資産減価償却率の推移



資料：「財政状況資料集」総務省

※注：有形固定資産減価償却率は、本県が所有（固定資産台帳に登録）している一般会計等に属する有形固定資産のうち、土地、立木竹、建設仮勘定及び物品を除く償却資産（建物や工作物等）の取得価格等に対する減価償却累計額の割合であり、この比率が高いほど、耐用年数に近い資産が多いことを示し、資産の取得からどの程度経過しているかを把握することができる指標。

<算定式>

有形固定資産減価償却率

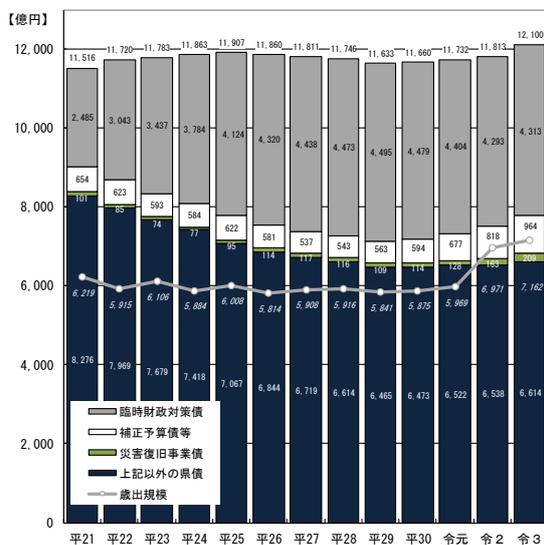
＝減価償却累計額÷（有形固定資産合計－土地等の非償却資産＋減価償却累計額）

## ② 厳しい財政状況への対応

本県においては、これまで、職員数削減や給与の見直し等による人件費の縮減など歳出の削減や歳入確保の取組みを実施してきたところであるが、県財政は、社会保障関係経費（一般行政費に含む）の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、今後も財源不足額が見込まれ、引き続き厳しい状況が想定される【図7、8、9】。

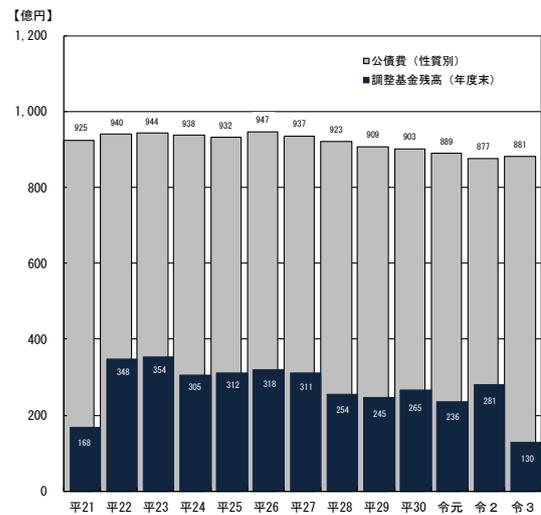
このような状況においては、財政負担を軽減させるため、土地・建物などの県有財産の総量を縮小し将来にわたる資産保有に要するコストを縮減するとともに、効率的な管理・効果的な利活用を行うなどの取組みが一層求められる。

【図7】 県債残高の推移



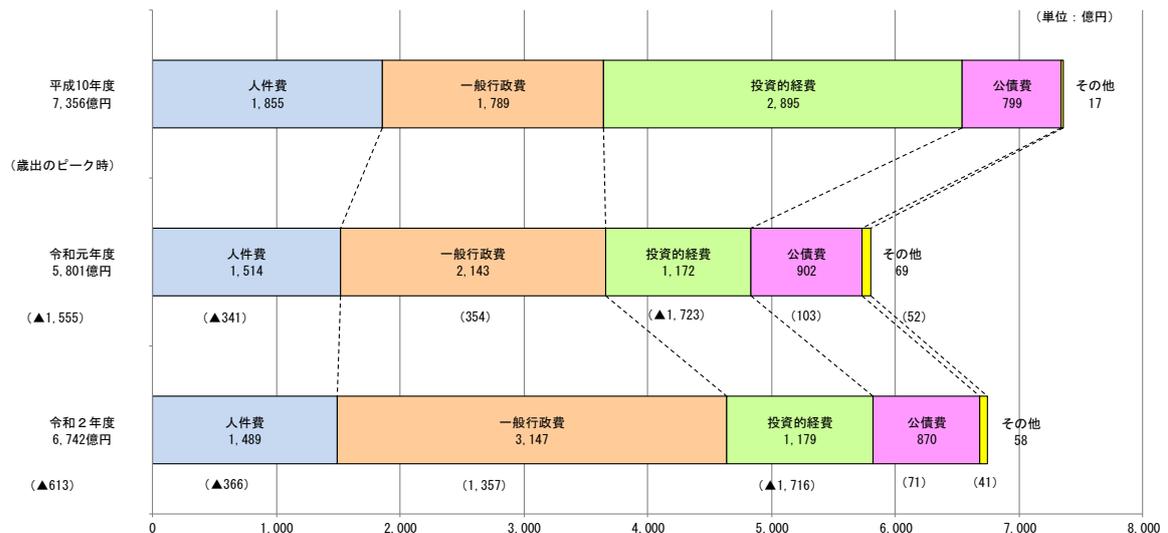
注1：表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある  
 注2：補正予算債等には「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」を含む  
 注：令和2年度末は決算見込み、令和3年度は当初予算

【図8】 公債費と調整基金残高の推移



注1：公債費は、借換債及び特定資金（N T T 無利子貸付分）償還費を除く  
 注2：調整基金残高は、その当時の調整基金の定義に基づく  
 ・ H18～H23：財調+県債（一般+復活）+県有  
 ・ H24～H25：財調+県債（一般）+県有  
 ・ H26～：財調+県債（一般）  
 注：令和2年度までは決算  
 令和3年度の調整基金残高は9月補正後時点

【図9】普通会計決算額の推移



(注) ( ) 内は、平成10年度と令和元、2年度との増減比較。表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。  
 なお、令和2年度に一般行政費が増加した主な要因は、新型コロナウイルス感染症対応等に伴うものである。

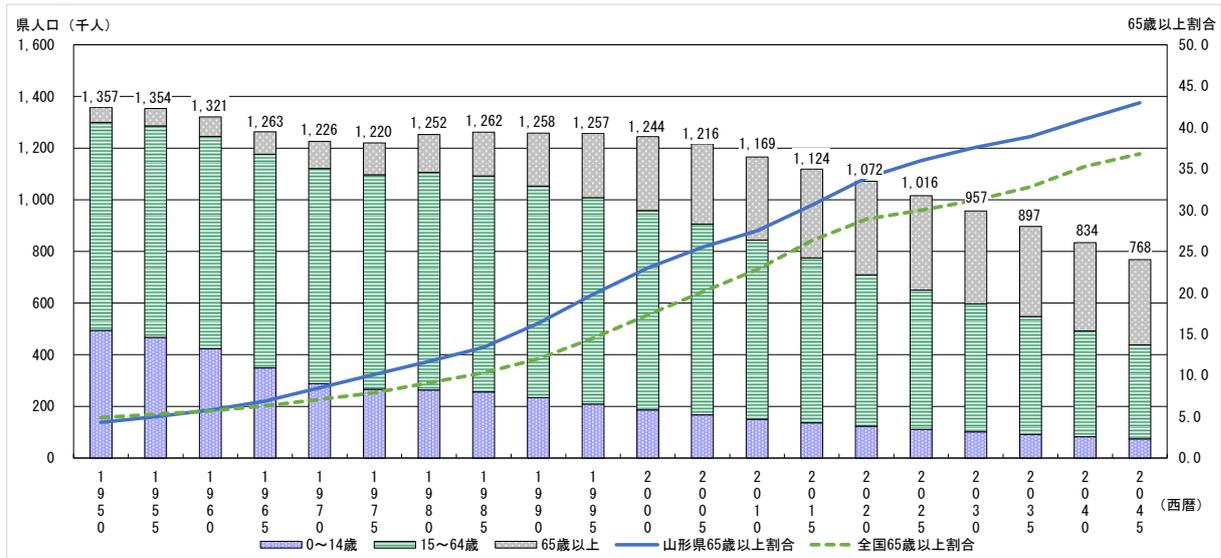
### ③ 人口減少・少子高齢化への対応

本県の人口は、2015（平成27）年の112万4千人から2045（令和27）年には76万8千人まで減少し、10年間で10万8千人（9.6%）、30年間で35万5千人（31.6%）の減少が推計されている。本県においては、全国に先んじて高齢化が進行しているが、今後、さらに少子高齢化を伴う人口減少が進むことが予想されている【図10】。

これまで、人口増や施設ニーズの拡大に合わせて様々な一般財産が整備されてきたが、今後は、人口減少や年齢構成の変化に合わせた施設の機能やあり方の見直しも必要になる。

一方、インフラ資産及び公営企業資産については、人口減少が進展する状況においても、県民生活や地域社会を守るための機能維持や新たな整備が必要な面もある。

【図10】本県人口の推移（2020（R2）年以降は推計値）



資料：「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」国立社会保障・人口問題研究所

**④ 環境配慮・省エネ要請に対する対応**

地球温暖化をはじめ環境問題による将来の深刻な事態が危惧されている中で、県有施設に関しても再生可能エネルギーの導入など環境に配慮した整備や適切な維持管理による省エネルギーの徹底、施設の長寿命化による建設廃棄物の発生抑制など、環境負荷の低減に向けた対策が求められている。

**⑤ 全庁的なマネジメントの必要性**

県有財産を経営的な視点で総合的に管理、活用するファシリティマネジメントの取組みを全庁的に推進するために、平成25年5月に「山形県県有財産総合管理推進本部」を設置するとともに、翌平成26年12月には「山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針」を策定した。

今後こうした枠組みを活かし、全庁的なマネジメントを進めていく必要がある。

## 2 これまでの取組み

### (1) 県有施設の長寿命化

平成16年度から橋梁点検に着手し、同19年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定後、道路、都市公園、河川等のインフラ資産及び公営企業資産、更に、庁舎や学校など一般財産、地方独立行政法人資産について、個別施設ごとの長寿命化対策の実施内容、時期を示した個別施設計画を策定し、その策定状況は、次のとおりである。

【図11】個別施設計画策定状況（令和2年度末現在）

資産分類	施設類型	個別施設計画
1 一般財産	(1) 一般財産（建物）	①山形県県有建物長寿命化計画（公共施設）
		②山形県県有建物長寿命化計画（職員公舎）
		③山形県県有建物長寿命化計画（その他庁舎等）
		④山形県立学校施設長寿命化計画
		⑤山形県警察施設長寿命化計画
		⑥山形県県営住宅長寿命化計画
2 インフラ資産	(2) 道路管理施設	⑦山形県橋梁長寿命化修繕計画
		⑧山形県道路トンネル長寿命化基本方針
		⑨山形県道路舗装長寿命化修繕計画
		⑩山形県シェッド、シェルター、大型カルバート修繕計画
		⑪山形県横断歩道橋修繕計画
		⑫山形県門型標識修繕計画
	(3) 都市公園施設	⑬山形県公園施設長寿命化計画
		⑭山形県総合運動公園 公園施設長寿命化計画
	(4) 河川管理施設	⑮蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク 公園施設長寿命化計画
		⑯山形県河川管理施設（樋門）長寿命化計画
	(5) 海岸保全施設	⑰赤川水系青竜寺川 河川管理施設長寿命化計画 【丸岡分水堰及び青竜寺川水門】
		⑲ダム長寿命化計画
⑳山形沿岸海岸保全施設長寿命化計画		
㉑山形県砂防関係施設機能保全計画		
㉒山形県治山施設長寿命化計画		
		㉓前丸森地区個別施設計画 外40地区
㉔維持管理計画		
㉕山形空港長寿命化修繕計画		
		㉖庄内空港長寿命化修繕計画
㉗基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針		
㉘山形県林道施設長寿命化計画（個別施設計画）		
	㉙機能保全計画書【漁港施設】	
	㉚機能保全計画書【水域施設】	
㉛長寿命化計画【海岸保全施設】		
3 公営企業資産	(13) 交通安全施設	㉜交通安全施設（信号機）管理計画
		(14) 下水道施設
		(15) 企業局施設
4 地方独立行政法人資産	(16) 病院事業局施設	㉝山形県企業局経営戦略
		㉞山形県病院事業中期経営計画
(17) 地方独立行政法人施設	㉟山形県公立大学法人 個別施設計画	
	㊱公立大学法人山形県立保健医療大学 個別施設計画	
	㊲地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 第4期中期計画	

## (2) 県有財産の有効活用

一般財産の貸付けについては、県有施設に設置する自動販売機について、平成23年度から原則として条件付一般競争入札による行政財産の貸付契約を行い、収入確保を図っている。

ネーミングライツについては、新たな歳入の確保と施設サービスの維持・向上を図ることを目的に、平成19年度に導入している。

県庁舎等への企業広告については、平成21年度から、エレベーターホール壁面に有料広告を掲示したほか、平成24年度からは総合支庁へ掲出箇所を拡大している。

## (3) 県有財産の総量縮小

知事公舎・公館の廃止・売却（平成22年度）をはじめ、県立高校の再編整備や戸建公舎の職員アパートへの集約など、県有施設（一般財産）の統廃合による総量縮小に取り組んできた。

また、平成23年度から令和2年度までの10年間で、120物件（土地：24万5千㎡、建物：2万2千㎡、19億8千万円）の未利用財産の売却処分を行った。

売却促進策として、県ホームページ「県有地売却物件情報」やパンフレット、チラシの作成・新聞折込等による情報発信、物件所在地へ視認性の高い看板設置、一般競争入札における予定価格の公表（平成18年度～）、インターネットオークションの活用（平成21年度～）、入札不調物件の先着順随意契約（令和元年度～）等を行っている。

なお、インフラ資産、公営企業資産については、県民生活や地域社会の維持に必要な整備の途中にあり、現有資産の機能維持に取り組んでいる。

## (4) その他

### 県有施設の耐震化

防災活動の拠点となる県有施設（構造・規模：木造以外の2階建以上又は延べ面積200㎡を超える建築物）については、「山形県県有施設耐震改修実施計画」（平成20年度策定）に基づき平成22年度末までに耐震改修工事を完了している。

インフラ資産については、災害発生時の避難や支援活動に欠かせない道路の耐震性強化を図るため、平成8年度より、重要な緊急輸送道路上や孤立集落アクセスルート上の橋梁の耐震補強に取り組んでいる。令和2年度末で緊急輸送道路上の要対策橋梁（架替除く）166橋のうち156橋、孤立集落アクセスルート上の要対策橋梁54橋のうち42橋について耐震補強工事を完了している。

### 3 県有施設の維持管理・更新等に係る経費の試算

今後、県有施設の維持管理・更新等に概ねどのくらいの経費が必要となるか、建設年度や耐用年数などを基準として、見込み額を機械的に試算する。

令和2（2020）年度末現在における長寿命化対策対象の県有施設が、増減することなく、更新しながら存続し続けることを前提に、長寿命化対策（予防保全型維持管理：維持管理・修繕、改修、更新等）を行った場合と、耐用年数経過時に単純更新（事後保全型維持管理）を行った場合について、令和3（2021）年度から10年間と30年間の経費見込みをそれぞれ試算するとともに、長寿命化対策等の効果額を算出する。

#### （1）今後10年間の経費の見込み

長寿命化対策を行った場合の総額（ア）は約3,595億円（年平均約359億円）であり、一方、耐用年数経過時に単純更新を行った場合の総額（イ）は約8,267億円（年平均約827億円）となり、長寿命化対策を行った場合の効果額（ウ）は、総額で約4,673億円、年間約467億円が見込まれる【表11】。

【表11】維持管理・更新等に係る経費の見込み（10年間）

(単位:百万円)

区分		維持管理・修繕①	改修②	更新等③	長寿命化対策合計④ (①+②+③)	財源見込み	耐用年数経過時に単純更新した場合⑤	長寿命化対策の効果額(④-⑤)	現在要している経費(過去平均)※2
普通会計	建築物 (a)	11,570	86,446	14,251	112,267	※1 欄外記載	166,975	▲54,708	10,549
	インフラ施設 (b)	107,852	13,767	61,130	182,749		517,431	▲334,682	14,645
	計 (a+b)	119,422	100,213	75,381	295,016		684,406	▲389,390	25,194
公営事業会計	建築物 (c)	3,740	4,465	14,088	22,293		22,068	225	736
	インフラ施設 (d)	10,820	12,672	18,685	42,177		120,275	▲78,098	4,635
	計 (c+d)	14,560	17,137	32,773	64,470		142,343	▲77,873	5,371
建築物計 (a+c)		15,310	90,911	28,339	134,560		189,043	▲54,483	11,285
インフラ施設計 (b+d)		118,672	26,439	79,815	224,926		637,706	▲412,780	19,280
合計 (a+b+c+d)		133,982	117,350	108,154	359,486 (7)		826,749 (イ)	▲467,263 (ウ)	30,565 (エ)
(年平均)		13,398	11,735	10,815	35,949		82,675	▲46,726	—

※1 財源見込みについては、国の補助事業や交付税措置のある地方債を積極的に活用する。

※2 現在要している経費の過去平均は概ね3年だが、施設により1年又は5年を用いて算出した。

## (2) 今後30年間の経費の見込み

長寿命化対策を行った場合の総額（ア）は約1兆3,135億円（年平均約438億円）であり、一方、耐用年数経過時に単純更新を行った場合の総額（イ）は約2兆7,724億円（年平均約924億円）となり、長寿命化対策を行った場合の効果額（ウ）は、総額で1兆4,589億円、年間約486億円が見込まれる。

しかし、現在要している経費（エ）は年間約306億円であり、仮に今後もこの予算額を維持できたとしても、年間約132億円不足することから、更なる総量の縮小や管理水準の見直し、新技術の導入などによる経費の削減が必要となる【表12、図12、13】。

【表12】維持管理・更新等に係る経費の見込み（30年間）

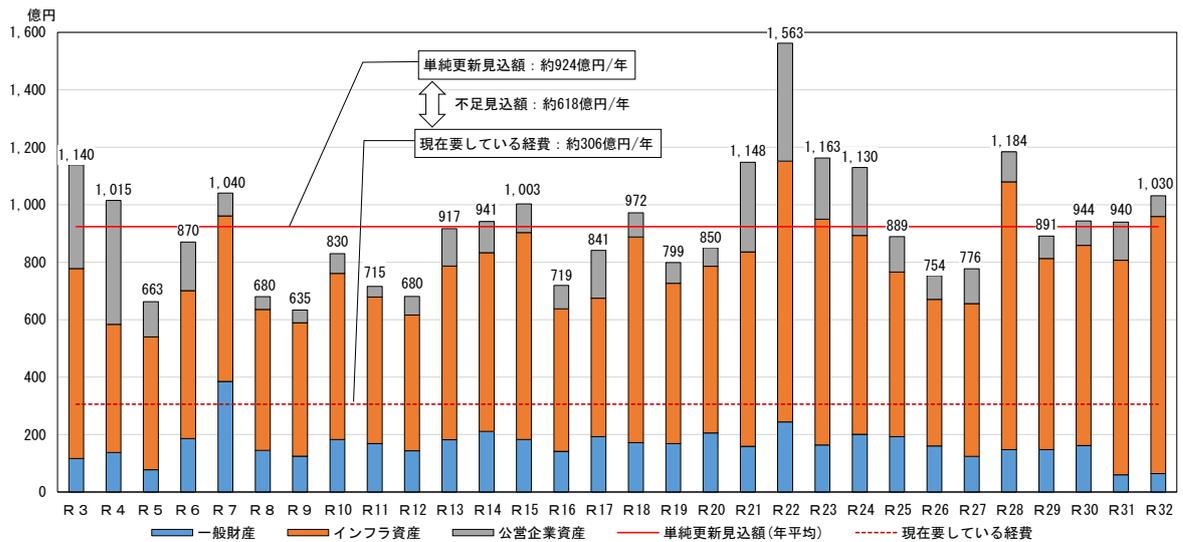
（単位：百万円）

区分		維持管理・修繕①	改修②	更新等③	長寿命化対策合計④ (①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合⑤	長寿命化対策の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去平均) ※
普通会計	建築物 (a)	34,710	186,110	151,638	372,458	495,369	▲122,911	10,549
	インフラ 施設 (b)	450,826	40,869	228,096	719,792	1,856,899	▲1,137,107	14,645
	計 (a+b)	485,536	226,979	379,734	1,092,250	2,352,268	▲1,260,018	25,194
公営事業 会計	建築物 (c)	11,220	17,417	18,328	46,965	60,539	▲13,574	736
	インフラ 施設 (d)	32,420	41,251	100,621	174,292	359,604	▲185,312	4,635
	計 (c+d)	43,640	58,668	118,949	221,257	420,143	▲198,886	5,371
建築物計 (a+c)		45,930	203,527	169,966	419,423	555,908	▲136,485	11,285
インフラ施設計 (b+d)		483,246	82,120	328,717	894,084	2,216,503	▲1,322,419	19,280
合計	(a+b+c+d)	529,176	285,647	498,683	1,313,507 (7)	2,772,411 (イ)	▲1,458,904 (ウ)	30,565 (エ)
	(年平均)	17,639	9,522	16,623	43,784	92,414	▲48,630	—

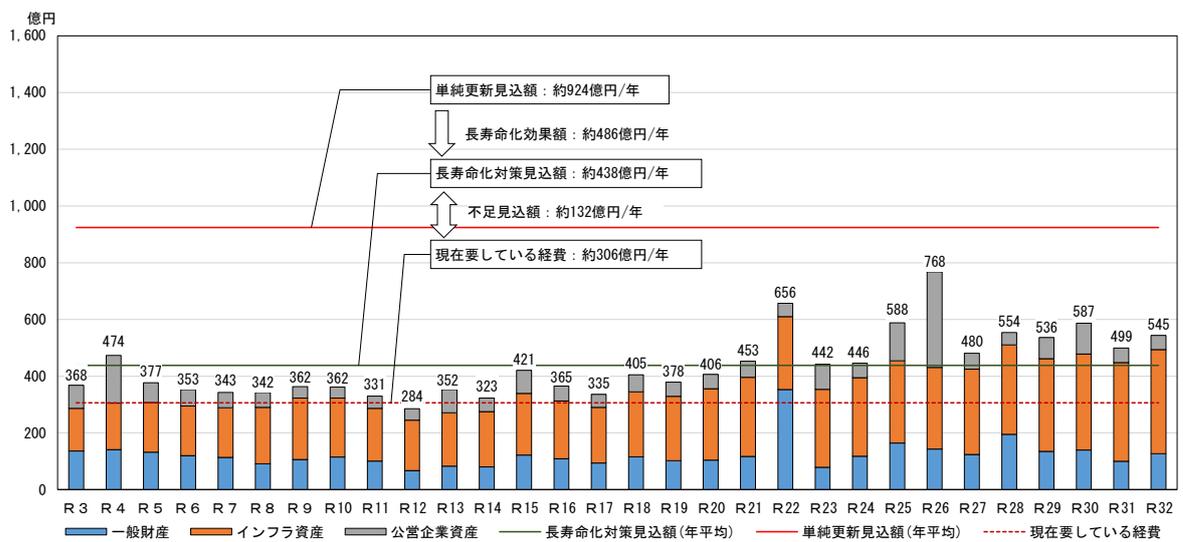
※現在要している経費の過去平均は概ね3年だが、施設により1年又は5年を用いて算出した。

※詳細については、別紙3の施設類型別個票を参照。

【図12】 県有施設の経費の見込み（単純更新：事後保全型維持管理）



【図13】 県有施設の経費の見込み（長寿命化対策：予防保全型維持管理）

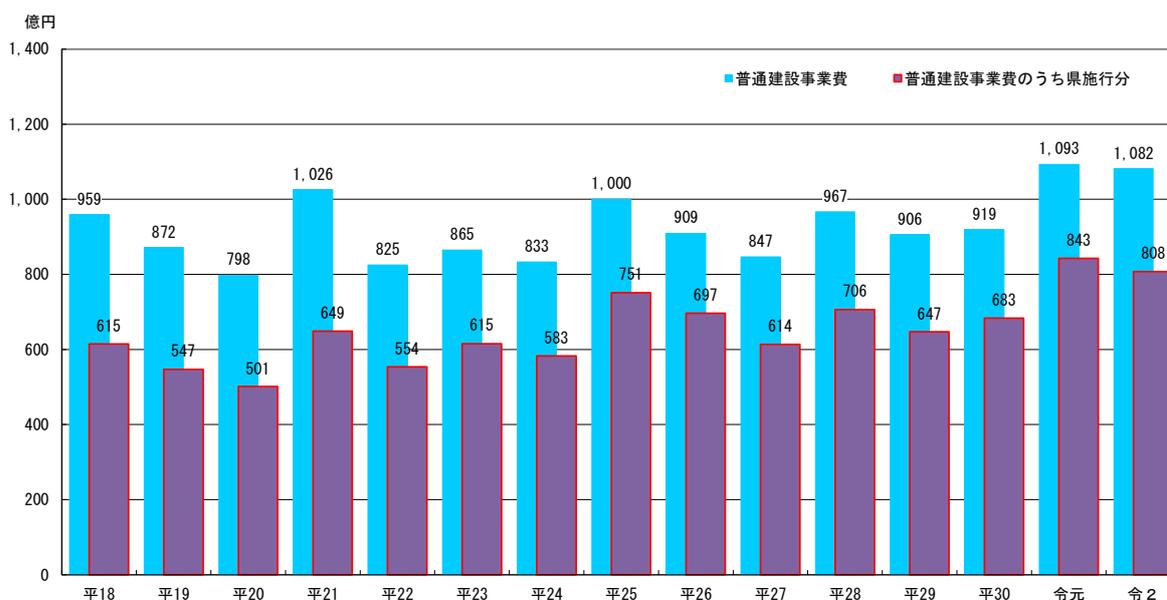


### (3) 今後の見通し

施設の新規整備や更新等の普通建設事業費（※5）のうち県施行分は、500億円～800億円台で推移している【図14】。

このような状況の中で、前記試算のとおり、一般財産（県有建物）及びインフラ資産の更新等費用は、費用の増大と年度毎のバラつきが予想されるため、予算の平準化を図ったうえでの対策が求められる。

【図14】 普通会計における歳出決算額（普通建設事業費）の推移



※5 普通建設事業費：道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等の建設事業に要する投資的経費（「地方財政小辞典」（地方財務研究会）より）。公有財産購入費や一部備品購入費のほか事業費支弁の人件費及び事務雑費を含む。

## II 基本的な考え方

県有財産の課題を踏まえ、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、本県が保有又は管理・借用する財産を経営資源と捉え、全庁的かつ長期的な視点に基づき、計画的な予防保全による長寿命化や、県有施設の効率的な利用による管理経費等の縮減、未利用財産の売却処分等による歳入確保など、県有財産の総合的な利活用を推進することにより、財政負担の軽減を図りながら、県民が必要とする行政サービスの維持・向上を図る。

本方針の目的を達成するため、次の3つを取組みの柱とする。（※6）

### ① 県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減

今後も利活用を行う施設については、計画的な予防保全による長寿命化を推進し、施設性能の維持向上を図りながら、トータルコストの縮減及び財政負担の平準化を図る。各財産の特性や維持管理・更新等に係る取組み状況等を踏まえ、必要に応じて個別施設計画を策定し、これに基づく戦略的な維持管理・更新等を推進する。

### ② 県有財産の有効活用

未利用施設や庁舎（一般財産）の空きスペース、敷地の民間等への貸付や転用、企業広告の拡大など県有財産の有効活用により収入確保を図る。

### ③ 県有財産の総量縮小

未利用地の積極的な売却を進めるとともに、施設（一般財産）の転用・集約、利活用が見込めない施設の解体等により、県有財産の総量を縮小し、歳入確保及び施設の維持管理等に要する費用の削減を図る。

インフラ資産及び公営企業資産（土地を除く）については、施設種別ごとの特性や経営的な視点を踏まえ、県民の暮らしや産業・経済活動、地域社会を支える基盤として、予防保全型の管理による機能維持・向上に取り組んでいく。

---

※6 対象財産には、県有財産、県有施設に限らず県が管理・借用する土地・施設についても含むものであるが、取組みの柱の記載については、「県有施設」の長寿命化と維持管理コストの低減、「県有財産」の有効活用、「県有財産」の総量縮小と、統一して表記することとする。

### Ⅲ 具体的な取組み方策

「Ⅱ 基本的な考え方」で示した3つの柱に基づく以下の取組みの着実な実施により、引き続き目標達成に向け取り組んでいく。

#### 1 県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減

##### (1) 点検・診断等の実施方針

###### (一般財産・インフラ資産・公営企業資産・地方独立行政法人資産)

関係法令や施設のマニュアル等に基づき、点検・診断等を定期的・日常的に実施し、施設の状態を把握する。

###### (一般財産)

各施設における日常の管理・保全業務の最適化を図るため、新たに作成した「施設管理者のための県有施設日常点検管理の手引き」の活用を促すなど、施設管理者への技術面でのサポート体制を強化する。

##### (2) 維持管理・更新等の実施方針

###### (一般財産)

- ・維持管理コスト低減の一つの手法として、施設維持管理委託業務について、複数施設の一括発注を推進するなど効率的・効果的な維持管理を図る。
- ・また、建物の長寿命化や設備更新の際の高効率化により省エネを推進し、維持管理コストの縮減を図る。
- ・各施設及び関係部局が所管する設備情報、工事履歴、維持管理コスト等の建物に係る集約された施設情報に基づき、施設の適切な維持保全や長寿命化、更新等を計画的かつ効率的に推進する。

###### (インフラ資産)

- ・施設の健全度や優先度に応じた措置（修繕・更新等）を実施する。
- ・個別施設の計画諸元や点検・診断・修繕等の履歴等を台帳等として記録、蓄積し、効果的かつ効率的な維持管理を行う。台帳等は、汎用性の高い集計ソフト等を活用した電子化を行うなど、広く利活用できるようにする。
- ・メンテナンスサイクルを支える国の基準類や、新たな知見・ノウハウの蓄積を踏まえ、県の基準類やマニュアルの整備・改定を行う。なお、県の基準類については公表し、国・県・市町村間で情報共有を図る。
- ・個別施設計画に基づき着実に対策を実施するため、各施設の修繕額、更新投資額の推計の精度を高めながら、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を図る。
- ・コスト縮減や維持管理の効率化を図るため、国土交通省の「NETIS（新技術情報提供システム）」を活用する等、維持管理に関する最新のメンテナンス技術の積極的な活用を図る。

**(公営企業資産)**

施設の現状把握や機能・効果等の評価を行い、施設利用者への影響が最小となるような時期に維持管理・更新等を実施する。

それぞれの施設の特性に応じた情報の蓄積・管理を行い、維持管理に必要な情報の確実な継承と組織的な共有を推進する。

**(地方独立行政法人資産)**

点検・診断等の結果を踏まえて、施設運営に支障をきたすことのないよう計画的に維持管理・更新等を実施する。

**●取組事例**

**山形県道路橋梁メンテナンス統合データベース (DBMY)**

平成28年度、県はDBMYを、東北大学大学院工学研究科インフラマネジメント研究センター (以下、IMC) 及び山形県建設技術センターと共同開発した。DBMYには、山形県及び県内市町村の道路橋に係る点検・診断・修繕データ及び諸元データが格納されており、このデータを活用することにより、点検・診断の高度化・効率化が望めるほか、蓄積したデータの集計・分析により補修計画・予算管理の適正化に寄与することが期待される。

さらに、ICT技術との連携により、タブレットを用いた点検による点検・診断業務の高度化・効率化やAIによる損傷診断支援を活用し、データ内容を修繕に反映させていく。

## 道路施設長寿命化対策事業 (共同研究)

DBMY

「DBMY」：山形県道路橋梁メンテナンス統合データベースシステム Integrated Database System of Bridge Maintenance, Yamagata Pref.  
 背景：自治体の抱える課題と産学官連携による支援体制の構築

**課題① 膨大な管理ストック**

山形県内の道路橋 全9,410橋

自治体管理は約8,200橋 (県内の橋の9割近く)  
市町村管理は約5,800橋 (県内の橋の約2/3)

**課題② 市町村の対策の遅れ**

老朽橋対策進捗状況 (H27年度末)

未対策	対策済
444橋 (31.7%)	955橋 (68.3%)

県管理橋梁 (要対策1,399橋)

未対策	対策済
2,294橋 (94.0%)	147橋 (6.0%)

市町村管理橋梁 (要対策2,441橋)

※数字は開発当時の値のため現在と異なる

自治体 (特に市町村) 支援体制の構築

H26.12.17 「山形県と東日本高速道路株式会社との包括的連携協定」

H27.3.17 「道路インフラに関する協定」  
 東北大学インフラマネジメント研究センター (以下「東北大IMC」)  
 ⇔ 山形県県土整備部、公益財団法人山形県建設技術センター (以下「YCC」)

H27.10.9 「山形県道路メンテナンス産学官連携協議会」  
 【メンバー】 東北大IMC (協力：東京大学)、東日本高速道路株式会社東北支社、山形県県土整備部、YCC  
 (確認事項) ① 自治体 (特に市町村) が抱える課題に「産学官の総力戦」で取組む  
 ② データベースは、産学官連携による市町村支援の共通基盤

H28.9.30 産学官連携の共通基盤として、東北大IMC、YCC、県がデータベースシステムの共同開発に着手 (協力：東日本高速道路株式会社)

35市町村と建設技術センターがDBMYに関する協定を締結 (H29.3)

**産学官連携によるデータベースシステム (DBMY) の開発**

DBMYは、SIP研究成果である「自治体向けインフラデータベース」を山形県向けに改良して開発  
 ⇒ 山形県の様子をこれまで通り使いながら、高品質で使いやすいデータベースシステムを短時間で経済的に導入できた。

**SIP研究成果**  
 高度なインフラマネジメントを実現する多様なデータの処理・蓄積・解析・応用技術の開発」  
 研究責任者：上田 功 (東日本高速道路株式会社)

SIP (戦略的イノベーション創造プログラム) とは  
 内閣府総合科学技術・イノベーション会議が司令塔機能を發揮して、府省の枠や旧来の分野を超えたマネジメントにより、科学技術イノベーション表現のために創設した国家プロジェクト。課題の一つに、「インフラ維持管理・更新・マネジメント技術」がある。(内閣府HPより)

定期点検 診断調査 補修履歴  
 登録・更新 データベースエンジン 書き込み・記録・読出し 閲覧・抽出  
 集計表 各種帳票  
 東北大学：これらの取組みが評価され第1回日本オープンイノベーション大賞「国土交通大臣賞」を受賞 (H31.3)

**DBMYの役割と目指す導入効果**

※R3から県分・市町村分の全橋梁が閲覧可

DBMYを中心にメンテナンスサイクルを回していく

ICT技術との連携  
 点検支援端末 (タブレット)  
 F0N-AIによる点検支援技術  
 AI自動診断・補修支援技術等

今後の課題

データを迅速、的確に抽出可能  
 データベースとタブレットなどICT技術との連携  
 蓄積したデータの集計・分析  
 東北大IMC・YCC・県と市町村がつながる

目指す導入効果

- 点検・診断の高度化・効率化
- 補修計画・予算管理の適正化
- 市町村支援体制の充実化

23

### (3) 安全確保の実施方針

#### (一般財産・インフラ資産・公営企業資産・地方独立行政法人資産)

点検・診断等により、施設の状態を把握し、必要な対策を適切な時期に、効率的・効果的に実施することで、施設の安全確保を図る。

#### (一般財産)

安全確保の一つとして、老朽化等により使用されず、かつ今後の利用見込みがないと判断された建物については、立入禁止などの必要な安全措置を講じる。

#### (インフラ資産)

一般の立入りを制限する施設については、安全柵などを設置する。

老朽化による危険箇所については、補修工事完了まで立入禁止、利用停止とする。

### (4) 耐震化の実施方針

#### (一般財産)

平成25年の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の一部改正により、耐震性が確保されていない全ての建築物について、耐震診断の実施及び必要に応じた耐震改修の努力義務が課せられたことを踏まえ、防災拠点は耐震化が完了しているが、それ以外の県有施設も施設の使用状況等に応じて耐震化に努めていく。

耐震診断の結果「補強困難」と判定された施設については、他施設への移転や改築を検討する。そのうえで、今後の利活用等が見込まれない場合は、使用を中止のうえ、解体を行う。

#### (インフラ資産)

緊急輸送道路上や孤立集落アクセスルート上の橋梁の耐震補強や架替更新対策を推進する。

#### (公営企業資産)

建築物は建築基準法の耐震基準を満たしている。

インフラ施設は耐震化計画に基づき、耐震化を実施する。

#### (地方独立行政法人資産)

建築基準法の耐震基準を満たしている。

### (5) 長寿命化の実施方針

#### (一般財産)

「山形県県有建物長寿命化指針」及び、個別施設計画に基づき、施設の現状を踏まえたうえで、建物の長寿命化を進める。個別施設計画については、社会情勢の変化等を踏まえ、適切に見直しを行う。

将来にわたり利用する施設については、点検・診断等の評価結果に基づき、計画的な予防保全により、トータルコストを縮減し、財政負担の平準化を図る。

#### (インフラ資産)

長寿命化計画に基づく予防保全の取組みを推進し、長寿命化を図る。また、社会情勢の変化や情報の蓄積を踏まえ、適切に長寿命化計画の見直しを行う。

### (公営企業資産)

企業局事業資産については、「経営戦略」に基づき、アセットマネジメント(※7)を実践し、中長期的な視点による予防保全を基本とする維持管理を行うとともに、施設の長寿命化を図る。

病院事業資産については、「山形県病院事業中期経営計画」等に基づき、計画的な更新・修繕等により長寿命化を推進する。

### (地方独立行政法人資産)

建物や設備の保全方法について、従来の事後保全型から予防保全型へと取組みの転換を図る。

施設の長寿命化に関する計画の実施にあたっては、設立団体である県等と連携しながら、法人が主体となって推進する。

## (6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

### (一般財産・インフラ資産・公営企業資産・地方独立行政法人資産)

施設固有の状況を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすい施設の実現を目指して、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。

## (7) 環境等への配慮

### (一般財産)

施設・設備の整備において、再生可能エネルギーの活用や省エネなど環境配慮型の設備等の導入に努め、ZEB化(1年間のエネルギー収支ゼロを目指した建物)を推進するとともに、適切な維持管理を行い、温室効果ガスの削減など環境負荷の低減を図る。

---

※7【アセットマネジメント】

・中期的な視点に立ち、施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に施設を管理運営する体系化された実践活動を指す。

(参考：「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」(平成21年7月 厚生労働省健康局水道課))

## (8) 民間活力の活用

### (一般財産)

施設の整備や運営には、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することも重要であり、これまで推進してきた民間委託や指定管理者制度による施設運営等の取組みを引き続き進めていくほか、平成28年度に策定した「山形県公民連携及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る手法を導入するための優先的検討方針」に基づき、方針の対象となる事業について、PPP(※8)/PFI(※9)手法の導入について優先的に検討すること等を通して、民間活力の活用に努め、効率的な維持管理を推進する。

## (9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

### (一般財産)

長寿命化対策の実施に当たっては、施設管理者、施設所管部局、営繕担当部局、管財担当部局等の関係機関が連携しながら進める。

### (インフラ資産)

維持管理の業務サイクルを確実に実施していくため、施設管理者として体制の充実を図るほか、国や市町村などとの連携や、担い手の確保・育成に取り組み、効率的・効果的な維持管理・更新等に必要な体制を構築する。

地元の人を巡視員に委嘱し、災害の発生及び兆候をいち早く発見する管理体制を継続する。

---

#### ※8 【PPP】

・Public Private Partnershipの略。公民連携。行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを活かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。

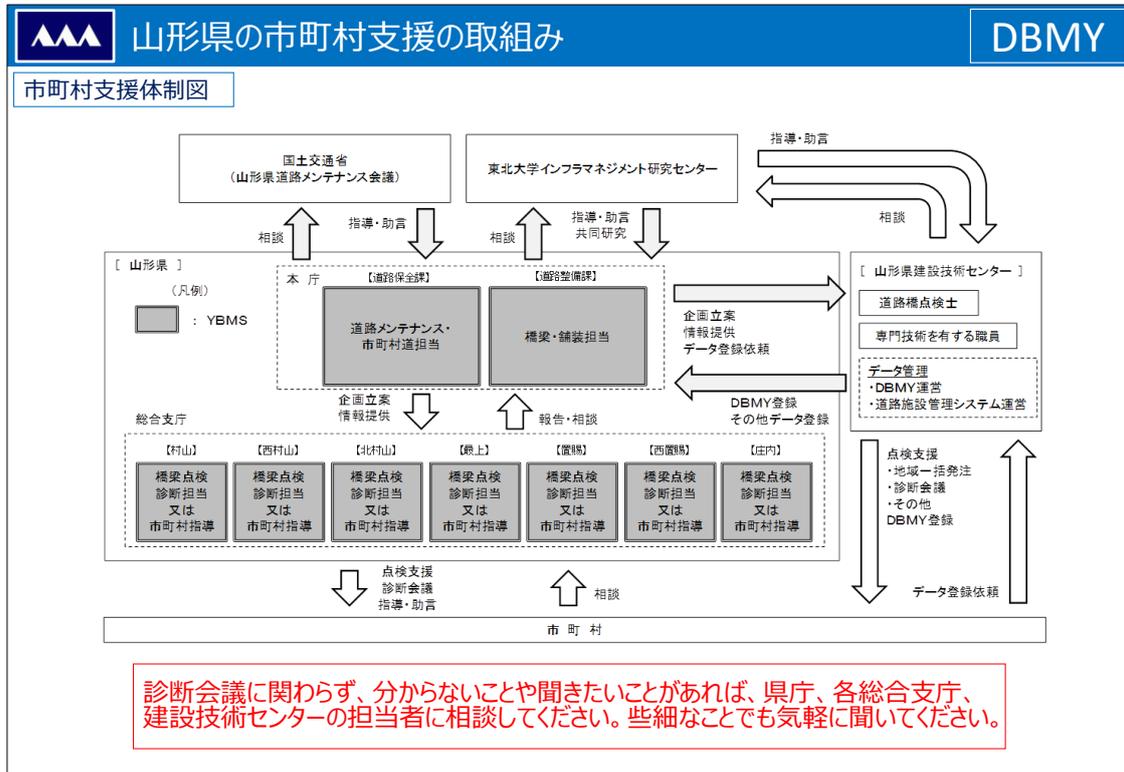
#### ※9 【PFI】

・Private Finance Initiativeの略。民間資金等の活用による公共施設等の整備等。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。PPPの一類型。

●取組事例

市町村に助言する県職員の技術力の向上

県では、県管理道路橋のメンテナンスマネジメント及び市町村支援の中心を担うYBMS（やまがた橋梁マネジメントスタッフ（仮称）の略）を県庁及び各総合支庁に配置するYBMS体制の構築を目指している。



## 2 県有財産の有効活用

### (1) 余裕スペース等の有効活用

#### (一般財産)

県有財産を有効に活用するため、未利用財産や庁舎等（一般財産）の空きスペース、敷地の民間等への貸付や転用などを進める。

県民サービス向上等の観点から、平成26年度から、新たに広告付掲示板の設置場所貸付制度を導入しており、さらに導入拡大を図る。

庁舎における執務スペースの標準化を検討し、スペースの不均衡解消や余剰スペースの有効活用を図る。

#### ●取組事例

##### 広告付掲示板の設置

庁舎内の空きスペースを活用し、歳入を確保する手段として、広告付掲示板を、県庁舎等に設置している。



### (2) 企業広告の導入拡大

#### (一般財産)

庁舎・公共施設等への企業広告やネーミングライツの導入拡大など、県有財産の広告媒体としての有効活用を推進する。

## 3 県有財産の総量縮小（統合や廃止の推進方針）

### (1) 未利用県有地の売却促進

#### (一般財産・インフラ資産)

社会情勢や施設の利用状況を踏まえ、施設の必要性を検討し、更新を要しないと判断される場合は、外部施設の活用や用途廃止を検討する。

#### (一般財産)

利活用の見込みのない県有地については、将来にわたる資産保有に要するコストの縮減及び歳入確保を図るため、不動産関係団体との連携等、多様な手法を活用しながら積極的な売却を進める。

形状や法規制等の理由により売却困難な県有地など、個々の土地の特性に応じ、民間等への一時貸付や定期借地権の活用による財産の有効活用を図る。

### (2) 施設集約化・転用等の推進

#### (一般財産)

県有施設（一般財産）の利用状況・管理経費・建物性能等の評価（アセスメント）を実施のうえ利活用の方向性を検討し、計画的に施設の集約化、転用を進める。

こうした施設の方向性を検討するに当たっては、社会情勢や県民ニーズの変化等に十分留意し、必要とされる行政サービスの水準を見極めながら取り組む。

- ・職員公舎については、必要性を検証しながら総量管理を図るとともに、任命権者ごとに管理している公舎の相互利用などの有効活用を進める。
- ・県立学校施設については、「県立高校再編整備基本計画」及び「山形県特別支援学校再編・整備計画」に基づき、施設の適正配置を図っていく。

施設の新設や老朽化等による改築が必要な場合には、まず、既存施設の転用や施設の共同利用、集約化等を検討する。集約化等により不要となる施設については、民間等への売却も含めた利活用について検討し、今後の利活用が見込めない場合は解体を行う。

#### (インフラ資産・公営企業資産)

各個別施設計画等に基づく計画的な予防保全により、機能の維持向上を図る。

## IV 推進体制等

### 1 推進体制

基本方針に基づく取組みを全庁的な合意の下に推進するため、山形県県有財産総合管理推進本部を中心として、PDCAサイクルを活用し、取組み成果の評価、効果の検証を行いながら、継続的な取組みを行う。

基本方針の評価結果等について、県民への情報提供を行うとともに、社会経済情勢の変化などにより、内容の変更が必要となる場合は、推進期間内であっても基本方針の見直しを行うものとする。

また、基本方針や取組み方策を職員に定着させるために必要な研修会等を実施する。

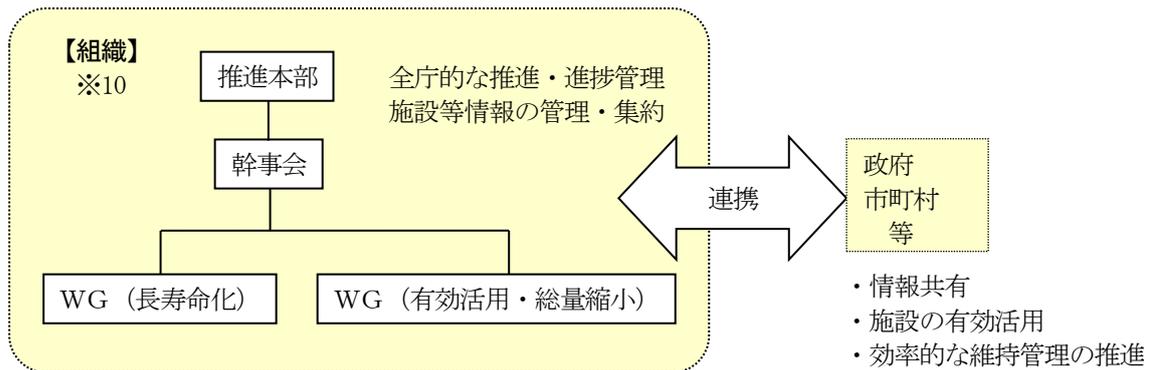
#### ●取組事例

##### ファシリティマネジメント研修会

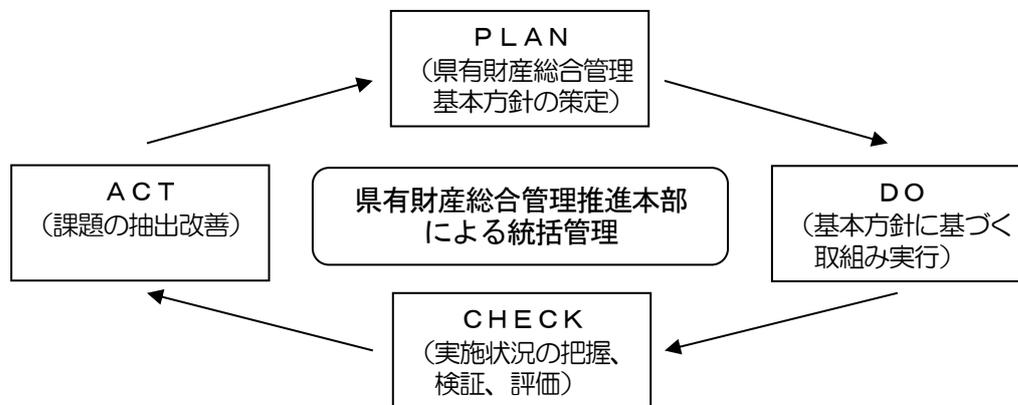
県だけでなく、政府や市町村職員も交え、ファシリティマネジメントに係る専門家や先進的な取組みを行う他県の自治体職員を講師に招き、研修会を開催している。



## 【推進体制】



## 【PDCAサイクル】



## 2 重点検討項目

「Ⅲ 具体的な取組み方策」で示した取組みを実効性のあるものにしていくために、一般財産について、部局横断的な推進体制である「山形県県有財産総合管理推進本部」の場を活用し、特に下記の事項について、重点的に検討を進める。

- ①施設の状況に応じた長寿命化対策工事等の計画的な実施
- ②売却困難地について、貸付け等の利活用促進手法
- ③安全対策の視点も含めた、利活用が終了した建物の計画的な解体

## 3 財産の利活用・売却等に関する意思決定プロセス

未利用財産の利活用・売却等については、以下のプロセスにより、様々な観点から全庁的に利活用の方法を十分に検討するものとする。なお、地元市町村等における公益的活用や地域振興等を目的とした活用に配慮して優先的に処分することにより、公共サービスの向上を図るものとする。

- ①財産の管理を所管する部局内での利活用の検討
- ②全庁的な利活用の検討
- ③市町村等への情報提供、公共的団体等による利活用の確認
- ④利活用がない場合、民間等への売却や貸付け

※10 【組織】

山形県県有財産総合管理推進本部（「別紙2」参照）

#### 4 政府や市町村との連携

山形地区国公有財産最適化連絡協議会（事務局：東北財務局山形財務事務所）の開催等を通し、政府、市町村との間で財産に関する情報を共有するとともに、まちづくりの視点等を踏まえた各種計画とも連携しながら、有効活用を図る。

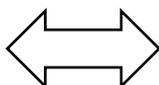
また、インフラ資産については、政府や市町村など他の施設管理者との情報共有や課題解決のための連携を深め、効果的・効率的な維持管理や長寿命化対策を推進する。

##### ●取組事例 県と市町村の間での土地交換

新たな施設の整備に当たっては、未利用の土地の活用も検討するが、県だけでなく、市町村と調整を図ることによって、互いの土地を交換し、そこに施設を整備することで、未利用財産の解消、新たな土地取得費用の縮減等のメリットが生まれる。



元県有地に、市が運動公園を整備



元市有地に、県が学校を整備

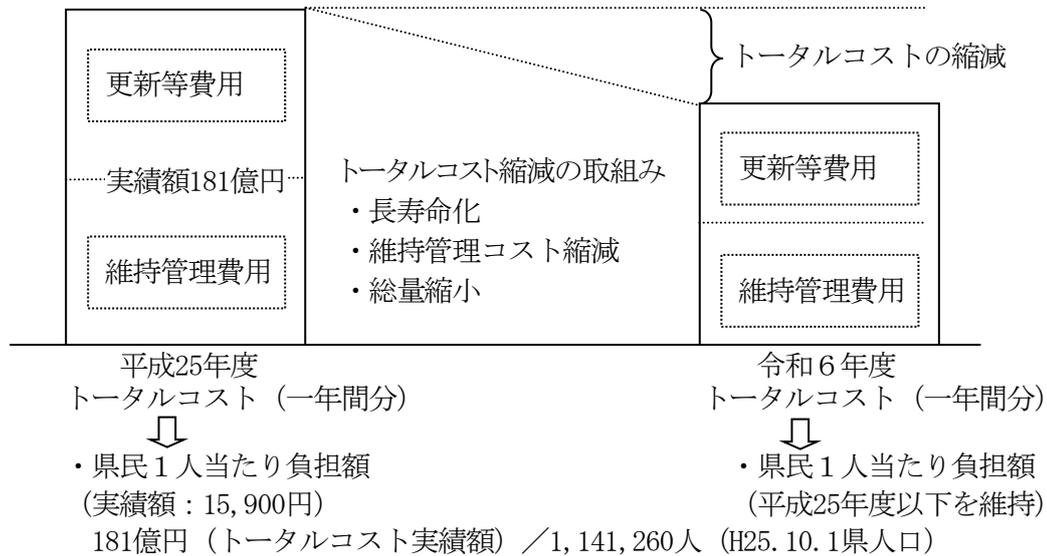
#### 5 将来の財政需要への対応

基本方針に基づく取組みに係る予算確保及び効率的な予算配分を行う仕組みづくりを検討するとともに、その財源として政府の各種補助金・交付金や起債等、有利な財源の活用を図る。

## トータルコスト目標設定の考え方

### ◆目標設定の考え方

本基本方針による取組み（長寿命化、維持管理コストの縮減、総量縮小）の総合的な推進により、県有施設にかかるトータルコストの県民1人当たりの負担額について、平成25年度以下を維持する。



- トータルコストとは、中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいう。（総務省指針）
- 対象施設は一般財産（インフラ資産、企業会計資産は除く）
- 平成25年度と令和6年度のそれぞれ一年間分のデータで比較（消費税・物価水準調整）
- 国立社会保障・人口問題研究所推計：（H27）1,123,891人→（R7）1,015,910人（△9.6%）

### 更新等費用の説明

①指標 見積額（将来の更新等のために当年度に負担すべき額）

$$\text{総和} \left[ \begin{array}{l} \text{個別施設「更新等費用」} = \\ (\ast 1) \end{array} \frac{\text{長寿命化改修} + \text{除却} + \text{建替(更新)}}{\text{使用見込(耐用)年数}} \right]$$

今後、長寿命化指針策定及び全庁的にデータ収集し一元管理の仕組み構築

②取組み 長寿命化による使用年数の増加、施設延べ床面積総量縮小など

### 維持管理費用の説明 (※2)

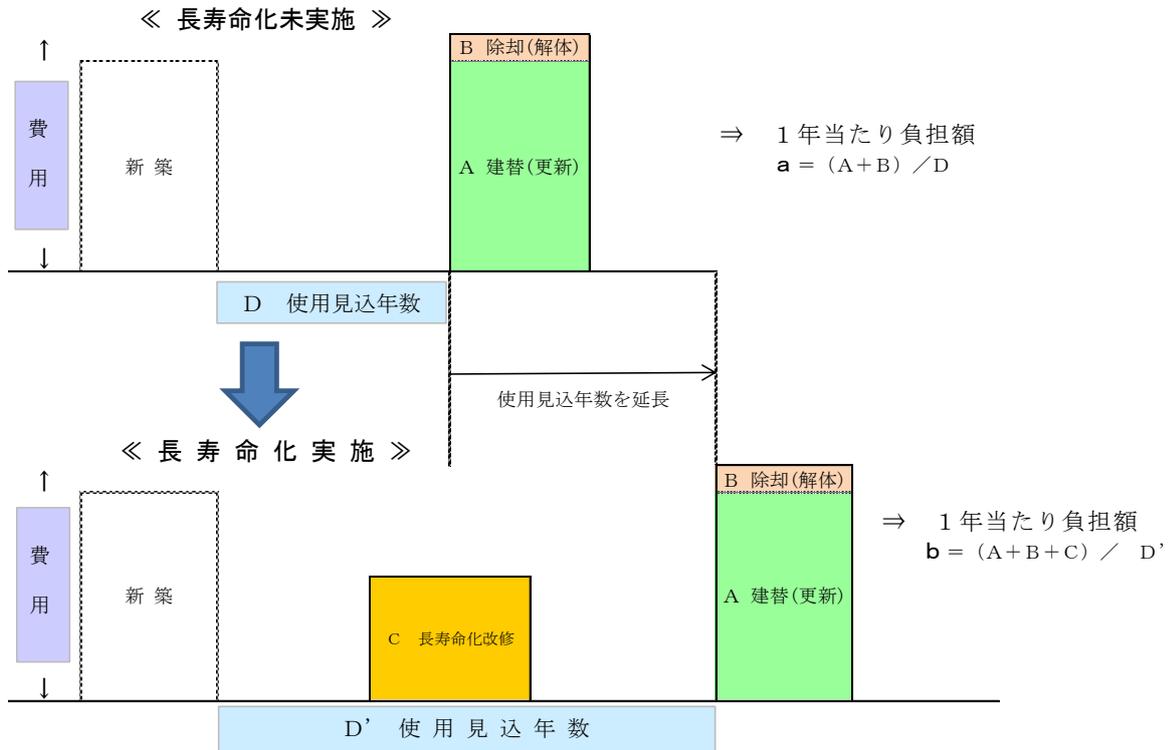
①指標 実績額（光熱水費、清掃等維持費、設備運転等運用費など）

今後、全庁的にデータ収集し一元管理の仕組み構築

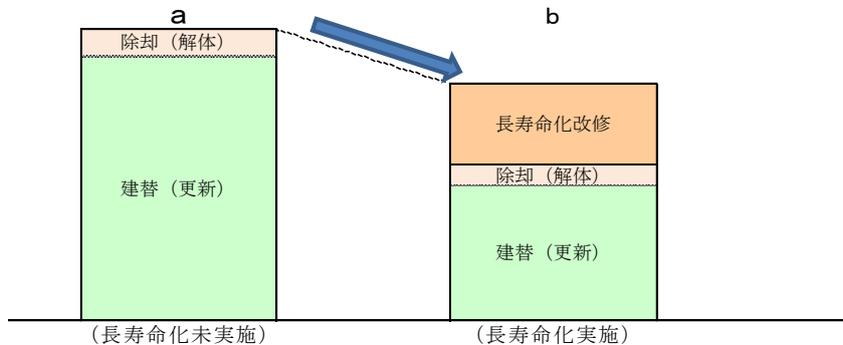
②取組み 施設管理委託等業務の標準化や同種施設の比較等

※1 個別施設の更新等費用

《例》 ○○庁舎の場合 (モデル：鉄筋コンクリート造3,500㎡規模)



【一年あたり負担額の比較】



長寿命化の取組みにより改修費用は増加するが、使用見込年数の延長により、1年当たりのコスト縮減が図られる。

《費用算定例》

○建替(更新) : 10 億円	○建物使用見込年数
○除却(解体) : 0.5 億円	・通常 : 40 年
○長寿命化改修 : 6 億円	・長寿命化実施 : 80 年 (+40 年)

1年当たりの負担額

a 長寿命化未実施の場合

$$(10 \text{ 億円} + 0.5 \text{ 億円}) / 40 \text{ 年} = 26 \text{ 百万円/年}$$

b 長寿命化実施の場合

$$(10 \text{ 億円} + 0.5 \text{ 億円} + 6 \text{ 億円}) / 80 \text{ 年} = 21 \text{ 百万円/年}$$

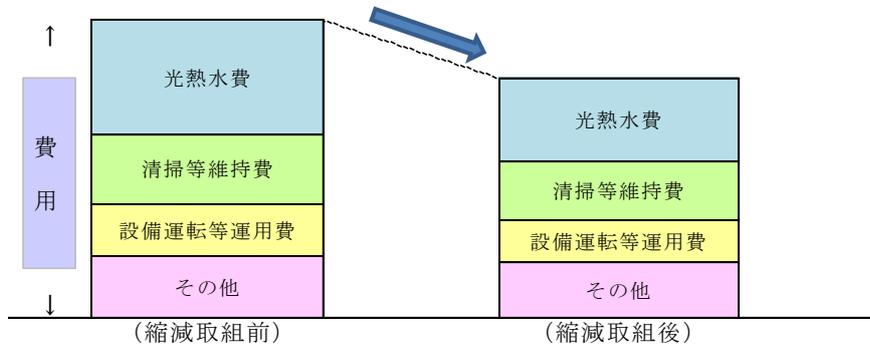
差額=5百万円  
(約20%縮減)

※2 個別施設の維持管理費用

◀例▶ ○○庁舎の場合

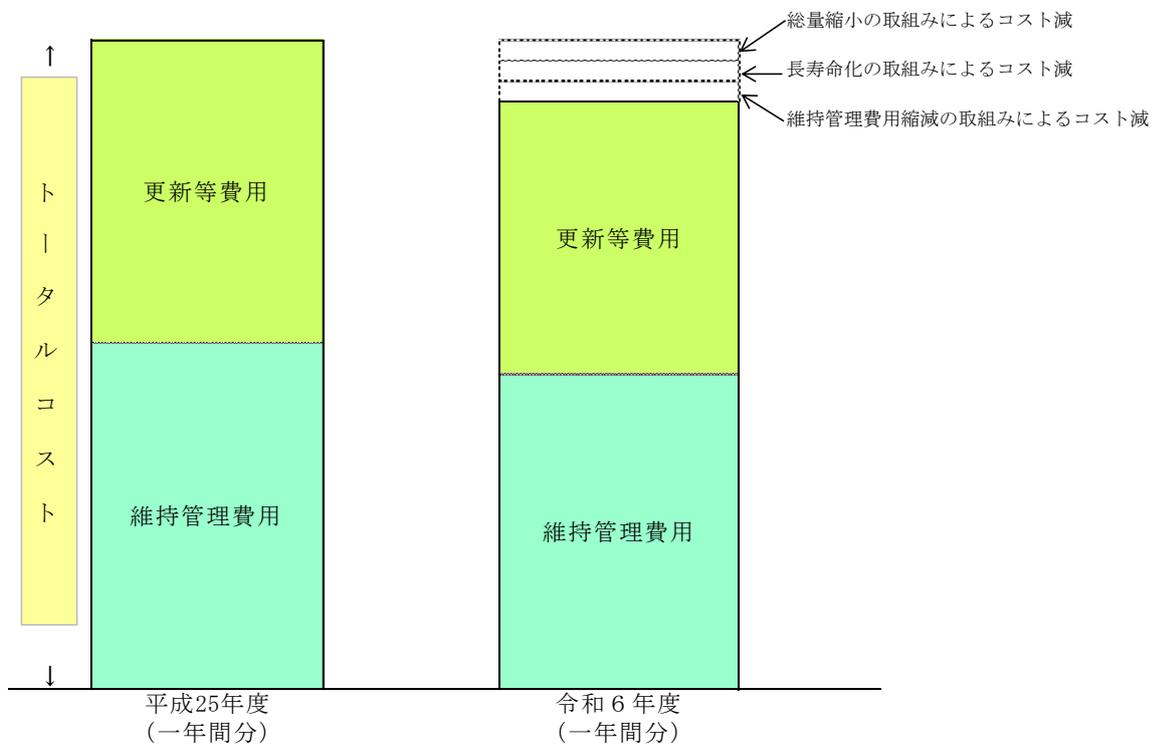
◆維持管理費用

【一年当たり負担額の比較】



施設維持管理業務委託について、複数施設の一括発注の推進等の取組みにより、維持管理コストの縮減を図る。

【トータルコスト縮減イメージ】



## 山形県県有財産総合管理推進本部設置要綱

## (目的)

第1条 県有財産を経営的な視点で総合的に管理、活用するファシリティマネジメントの取組みを全庁的に推進するため、山形県県有財産総合管理推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 県有財産の総合的な管理・活用に関する基本方針の策定及び推進に関すること。
- (2) その他、県有財産の総合的な管理・活用に関する重要事項に関すること。

## (組織)

第3条 本部は、別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 本部長は、本部を統括する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (幹事会)

第5条 本部に、本部会議に付議すべき事案の検討調整等を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事長は、幹事会を総括する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が座長となる。

## (ワーキンググループ)

第6条 幹事会に、基本方針の策定及び個別具体的な事項について専門的な調査、研究等を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループに関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

## (事務局)

第7条 本部に、本部の庶務その他の事務を処理させるため、事務局を置く。

- 2 事務局は、行政改革課及び管財課をもって組織し、事務局長は、管財課長をもって充てる。

## (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年5月23日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年5月7日から施行する。
- 3 この要綱は、平成29年4月10日から施行する。
- 4 この要綱は、平成30年4月16日から施行する。
- 5 この要綱は、平成31年4月5日から施行する。
- 6 この要綱は、令和2年4月16日から施行する。
- 7 この要綱は、令和3年4月14日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

本部長	総務部長
副本部長	総務部次長
本部員	みらい企画創造部次長
本部員	防災くらし安心部次長
本部員	環境エネルギー部次長
本部員	しあわせ子育て応援部次長
本部員	健康福祉部次長
本部員	産業労働部次長
本部員	観光文化スポーツ部次長
本部員	農林水産部次長
本部員	県土整備部次長
本部員	会計局次長
本部員	村山総合支庁総務企画部長
本部員	最上総合支庁総務企画部長
本部員	置賜総合支庁総務企画部長
本部員	庄内総合支庁総務企画部長
本部員	東京事務所長
本部員	企業局長
本部員	病院事業局長
本部員	教育次長
本部員	警察本部警務部長

別表第2 (第5条関係)

幹事長	総務部次長
副幹事長	総務部管財課長
副幹事長	総務部行政改革課長
幹事	総務部財政課長
幹事	みらい企画創造部企画調整課長
幹事	防災くらし安心部防災危機管理課長
幹事	環境エネルギー部環境企画課長
幹事	しあわせ子育て応援部しあわせ子育て政策課長
幹事	健康福祉部健康福祉企画課長
幹事	産業労働部商工産業政策課長
幹事	観光文化スポーツ部観光復活戦略課長
幹事	農林水産部農政企画課長
幹事	県土整備部管理課長
幹事	県土整備部建築住宅課営繕室長
幹事	会計局会計課長
幹事	村山総合支庁総務企画部総務課長
幹事	最上総合支庁総務企画部総務課長
幹事	置賜総合支庁総務企画部総務課長
幹事	庄内総合支庁総務企画部総務課長
幹事	東京事務所副所長
幹事	企業局総務企画課長
幹事	病院事業局県立病院課長
幹事	教育庁教育政策課長
幹事	警察本部警務部施設装備課長

## 施設類型別個票

施設類型	一般財産（建物）	担当課	管財課																											
対象施設	公共施設、職員公舎、その他庁舎等																													
個別施設計画	計 画 名：山形県県有建物長寿命化計画（公共施設） 策 定 年 度：令和2年度(2020年度) 最終改訂年度：令和2年度(2020年度) 改訂予定年度：－																													
	計 画 名：山形県県有建物長寿命化計画（職員公舎） 策 定 年 度：令和2年度(2020年度) 最終改訂年度：－ 改訂予定年度：－																													
	計 画 名：山形県県有建物長寿命化計画（その他庁舎等） 策 定 年 度：令和2年度(2020年度) 最終改訂年度：－ 改訂予定年度：－																													
<b>基本的な考え方・概要</b>																														
<b>1 現状や課題に関する基本認識</b>																														
<b>(1) 対象施設</b>																														
<p>県民や職員が常時利用する施設で、延床面積が200㎡を超える非木造の棟を含む施設。農林大学校、県立図書館などの公共施設、職員アパートの職員公舎、県庁舎、工業技術センターなどのその他庁舎等に分類され、329棟、487,223㎡となっている。</p> <p style="text-align: right;">（令和2年度末現在）</p>																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設分類</th> <th rowspan="2">主な施設</th> <th rowspan="2">棟数</th> <th colspan="2">延床面積(㎡)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共施設</td> <td>大学・各種学校など</td> <td style="text-align: center;">96</td> <td style="text-align: right;">131,158.21</td> <td style="text-align: right;">26.9%</td> </tr> <tr> <td>職員公舎</td> <td>職員アパート</td> <td style="text-align: center;">106</td> <td style="text-align: right;">103,247.93</td> <td style="text-align: right;">21.2%</td> </tr> <tr> <td>その他庁舎等</td> <td>行政施設など</td> <td style="text-align: center;">127</td> <td style="text-align: right;">252,816.95</td> <td style="text-align: right;">51.9%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">329</td> <td style="text-align: right;">487,223.09</td> <td style="text-align: right;">100.0%</td> </tr> </tbody> </table>				施設分類	主な施設	棟数	延床面積(㎡)			構成比	公共施設	大学・各種学校など	96	131,158.21	26.9%	職員公舎	職員アパート	106	103,247.93	21.2%	その他庁舎等	行政施設など	127	252,816.95	51.9%	計		329	487,223.09	100.0%
施設分類	主な施設	棟数	延床面積(㎡)																											
				構成比																										
公共施設	大学・各種学校など	96	131,158.21	26.9%																										
職員公舎	職員アパート	106	103,247.93	21.2%																										
その他庁舎等	行政施設など	127	252,816.95	51.9%																										
計		329	487,223.09	100.0%																										
<b>(2) 現状と課題</b>																														
<p>建築された年度別に延床面積を見た場合、現在の県庁舎が完成した昭和50年度がピークとなっており、建築後30年を経過した建物が全体の約61%に達する等、老朽化への対応が喫緊の課題となっている。</p>																														
<b>2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方</b>																														
<b>(1) 点検・診断等の実施方針</b>																														
<p>次の法令・規則などにに基づき、点検などを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法                      ・建築基準法施行令                      ・建築基準法施行規則</li> <li>・県有施設の定期点検等技術基準                      ・県有施設の維持保全に関わる定期点検等実施要領</li> <li>・県有施設日常点検管理の手引き</li> </ul>																														
<b>(2) 維持管理・更新等の実施方針</b>																														
<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の県有施設の維持管理業務の一括発注を推進し、維持管理コストの低減を図る。</li> </ul>																														
<b>(3) 安全確保の実施方針</b>																														
<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検、診断等により、施設等の状態を把握し、必要な対策を適切な時期に、効率的・効果的に実施することで、公共施設等の安全確保を図る。</li> </ul>																														
<b>(4) 耐震化の実施方針</b>																														
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての県有施設の耐震化に努めていく。</li> </ul>																														
<b>(5) 長寿命化の実施方針</b>																														
<ul style="list-style-type: none"> <li>・山形県県有建物長寿命化指針に基づき、建物や設備の保全方法について、従来の事後保全型から予防保全型へと取組みの転換を図る。</li> </ul>																														

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・施設固有の状況を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい県有施設の実現を目指して、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。

(7) 統合や廃止の推進方針

- ・社会情勢の変化や施設の利用状況を踏まえ、施設の必要性を検討し、更新を要しないと判断される場合は、用途廃止や集約化を図る。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

- ・各施設の長寿命化対策の実施に当たっては、施設管理者、施設所管部局、総務部管財課、県土整備部建築住宅課営繕室等の関係機関が連携しながら進める。

3 維持管理・更新等に係る経費の見込み

(1) 令和3年度から30年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(単位:百万円)

	維持管理 ・修繕①	改修 ②	更新等 ③	合計④ (①+②+③)	耐用年数経過 時に単純更新 した場合⑤	長寿命化対 策の効果額 (④-⑤)	現在要して いる経費 (過去平均)
計	15,000	52,695	97,980	165,675	187,629	▲21,954	6,950
年平均	500	1,757	3,266	5,523	6,254	▲731	—

(2) 算定条件

- ・維持管理・修繕経費  
法定点検・保守点検・小規模修繕の3ヶ年平均により算出した経費
- ・改修経費  
保全マネジメントシステム(BIMMS)の簡易LCC機能により算出した経費
- ・更新等経費  
H30～R2に完成した新築・解体工事費と完了した設計・工事監理委託費の実績単価を基に算出した経費 使用見込年数:65年
- ・耐用年数経過時に単純更新した場合の経費  
更新等経費を法定耐用年数(構造別に概ね38～50年)で算定した更新等経費に維持管理・修繕経費を加えて算出した経費
- ・現在要している経費(過去平均)  
直近3ヶ年の法定点検、保守点検、小規模修繕、大規模(500万円超)改修、新築・解体工事、設計・工事監理委託の計の平均

施設類型	一般財産（建物）	担当課	教育庁教育政策課
対象施設	学校施設		
個別施設計画	計 画 名：山形県立学校施設長寿命化計画 策 定 年 度：令和2年度(2020年度) 最終改訂年度：－ 改訂予定年度：－		

### 基本的な考え方・概要

#### 1 現状や課題に関する基本認識

##### (1) 対象施設

対象となる学校は県立の中学校、高等学校及び特別支援学校であり、独立した校舎を有する学校で、閉校予定の学校を除く58校。

平成31年4月1日現在で386棟、延床面積は約65万㎡となっている。

県立学校	計画対象 学校数	棟数	延床面積 (㎡)	備 考
中学校	1校	－	－	棟数・面積は高等学校に含む
高等学校	44校	309棟	約57万㎡	
特別支援学校	13校	77棟	約8万㎡	

##### (2) 現状と課題

平成10年代から行っている学校施設耐震化の際に一定の対策を講じてきたが、施設設備の劣化が進行しており、事故の発生や学校運営の支障につながるリスクが高まっている。

その一方で、多くの学校は避難場所等に指定されており、災害に強い施設が求められている。

また、バリアフリー化や健康・衛生面、学習効率に配慮した施設への要請に对应していくことも課題となっている。

#### 2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

##### (1) 点検・診断等の実施方針

日常的な建物の点検の他、関係法令に基づき下記のとおり法定点検を実施。

①建築基準法に基づく定期点検（建築物：3年ごと、建築設備：毎年）

上記の一環として、タイル等外壁の全面打診等調査も実施

②消防法、水道法、電気事業法等に基づく点検

##### (2) 維持管理・更新等の実施方針

事後修繕から予防保全による長寿命化へと転換を図り、適切な施設管理を行っていくため、各学校施設の老朽化の状況や修繕履歴等をきちんと管理できる仕組みづくりを行う。

##### (3) 安全確保の実施方針

点検、診断等により、施設等の状態を把握し、必要な対策を適切な時期に、効率的・効果的に実施することで、公共施設等の安全確保を図る。

##### (4) 耐震化の実施方針

令和5年度末で耐震化を完了する。

##### (5) 長寿命化の実施方針

これまでの事後保全・改築中心の施設整備に代え、計画的な予防保全を講じて長寿命化を推進することにより、安全性及び機能性を確保するとともに、長期的にはトータルコストを縮減し、財政負担の平準化を図る。

##### (6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

スロープや手すり等の設置によりユニバーサルデザインの推進を図る。

##### (7) 統合や廃止の推進方針

施設の集約化による共同利用や近隣の外部施設の活用など、施設の効率的な運用の検討を行う。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

県立学校施設の長寿命化に当たっては、県立学校施設の施設整備を所管している教育庁教育政策課を中心とし、各学校や営繕担当部局、管財担当部局などの関係部局とも十分に連携しながら進めていく。

3 維持管理・更新等に係る経費の見込み

(1) 令和3年度から30年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(単位:百万円)

	維持管理 ・修繕①	改修 ②	更新等 ③	合計④ (①+②+③)	耐用年数経過 時に単純更新 した場合⑤	長寿命化対 策の効果額 (④-⑤)	現在要して いる経費 (過去平均)
計	10,620	120,418	14,677	145,715	207,367	▲61,652	3,079
年平均	354	4,014	489	4,857	6,912	▲2,055	—

(2) 算定条件

- ・維持管理・修繕経費  
今後の小規模修繕費等の見込み額
- ・改修経費  
文部科学省で作成した学校施設の長寿命化計画策定に係るコスト算定用のエクセルソフトにより算出した経費
- ・更新等経費  
文部科学省で作成した学校施設の長寿命化計画策定に係るコスト算定用のエクセルソフトにより算出した経費
- ・耐用年数経過時に単純更新した場合の経費  
文部科学省で作成した学校施設の長寿命化計画策定に係るコスト算定用のエクセルソフトにより算出した経費
- ・現在要している経費 (過去平均)  
直近5ヶ年の小規模修繕、大規模(500万円超)改修、新築・解体工事、設計・工事監理委託の計の平均

施設類型	一般財産（建物）	担当課	警察本部施設装備課								
対象施設	警察施設										
個別施設計画	計 画 名：山形県警察施設長寿命化計画 策 定 年 度：令和2年度(2020年度) 最終改訂年度：－ 改訂予定年度：－										
<b>基本的な考え方・概要</b>											
<b>1 現状や課題に関する基本認識</b> <b>(1) 対象施設</b> 建築基準法に基づく定期点検等の対象施設のうち、延床面積200㎡を超え、建物の構造が、鉄筋コンクリート(RC)造、鉄骨(S)造及び鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)造などの非木造の建物を対象としている。 <div style="text-align: right;">(令和3年7月現在)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">施設分類</th> <th style="width: 40%;">主な施設</th> <th style="width: 15%;">棟数</th> <th style="width: 25%;">延床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察施設</td> <td>警察本部・警察署など</td> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;">70,754㎡</td> </tr> </tbody> </table>				施設分類	主な施設	棟数	延床面積	警察施設	警察本部・警察署など	25	70,754㎡
施設分類	主な施設	棟数	延床面積								
警察施設	警察本部・警察署など	25	70,754㎡								
<b>(2) 現状と課題</b> 建築された年度別に延床面積を見た場合、現在の県警察本部が完成した昭和50年度がピークとなっており、建築後30年を経過した建物が全体の68%に達する等、老朽化への対応が喫緊の課題となっている。											
<b>2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方</b> <b>(1) 点検・診断等の実施方針</b> 次の法令・規則などに基づき、点検などを行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法                      ・建築基準法施行令                      ・建築基準法施行規則</li> <li>・県有施設の定期点検等技術基準                      ・県有施設の維持保全に関わる定期点検等実施要領</li> <li>・県有施設日常点検管理の手引き</li> </ul>											
<b>(2) 維持管理・更新等の実施方針</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の県有施設の維持管理業務の一括発注を推進し、維持管理コストの低減を図る。</li> <li>・施設の更新の際は、人口動態や事件事故の発生状況等を総合的に勘案し、警察力の適正配置の観点から検討を図る。</li> </ul>											
<b>(3) 安全確保の実施方針</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点検、診断等により、施設等の状態を把握し、必要な対策を適切な時期に、効率的・効果的に実施することで、施設の安全確保を図る。</li> </ul>											
<b>(4) 耐震化の実施方針</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての警察施設の耐震化に努める。</li> </ul>											
<b>(5) 長寿命化の実施方針</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山形県県有建物長寿命化指針に基づき、建物や設備の保全方法について、従来の事後保全型から予防保全型へと取組みの転換を図る。</li> </ul>											
<b>(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設固有の状況を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい県有施設の実現を目指して、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。</li> </ul>											
<b>(7) 統合や廃止の推進方針</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口動態や事件事故の発生状況等を総合的に勘案し、警察力の適正配置の観点から検討を図る。</li> </ul>											
<b>(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察署等の長寿命化対策の実施に当たっては、施設所管所属、警務部施設装備課等の関係機関が連携しながら進める。</li> </ul>											

### 3 維持管理・更新等に係る経費の見込み

#### (1) 令和3年度から30年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(単位:百万円)

	維持管理 ・修繕①	改修 ②	更新等 ③	合計④ (①+②+③)	耐用年数経過 時に単純更新 した場合⑤	長寿命化対 策の効果額 (④-⑤)	現在要して いる経費 (過去平均)
計	3,090	7,799	13,198	24,087	29,486	▲5,399	178
年平均	103	260	440	803	983	▲180	—

#### (2) 算定条件

- ・維持管理・修繕経費  
法定点検・保守点検・小規模修繕の3ヶ年平均により算出した経費
- ・改修経費  
保全マネジメントシステム（BIMMS）の簡易LCC機能により算出した経費
- ・更新等経費  
H30～R2に完成した新築・解体工事費と完了した設計・工事監理委託費の実績単価を基に算出した経費 使用見込年数：65年
- ・耐用年数経過時に単純更新した場合の経費  
更新等経費を法定耐用年数（構造別に概ね38～50年）で算定した更新等経費に維持管理・修繕経費を加えて算出した経費
- ・現在要している経費（過去平均）  
直近3ヶ年の法定点検、保守点検、小規模修繕、大規模(500万円超)改修、新築・解体工事、設計・工事監理委託の計の平均

施設類型	一般財産（建物）	担当課	建築住宅課						
対象施設	県営住宅								
個別施設計画	計 画 名：山形県県営住宅長寿命化計画 策 定 年 度：平成22年度(2010年度) 最終改訂年度：令和元年度(2019年度) 改訂予定年度：令和8年度(2026年度)								
<b>基本的な考え方・概要</b>									
<b>1 現状や課題に関する基本認識</b> <b>(1) 対象施設</b> 県が管理する県営住宅及び集会所等の共同施設。 管理戸数等（R3.4.1現在）									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">団地数</th> <th style="width: 33%;">棟数</th> <th style="width: 33%;">管理戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">76団地</td> <td style="text-align: center;">198棟</td> <td style="text-align: center;">3,275戸</td> </tr> </tbody> </table>				団地数	棟数	管理戸数	76団地	198棟	3,275戸
団地数	棟数	管理戸数							
76団地	198棟	3,275戸							
<b>(2) 現状と課題</b> 県営住宅の竣工年度別戸数の推移は、昭和56年度と平成6年度にピークがみられ、令和2年度末時点で耐用年数の半分である築後35年を経過した住宅（昭和61年度以前に建設）は全体の57%を占める。また、10年以内に耐用年数の半分を経過する住宅は、全体の84%に達する状況となっており、全体的に老朽化が進んでいる。老朽化の進行に伴い、修繕や改善が必要となる一方で入居者の減少に伴い、家賃収入の減少が見込まれる。									
<b>2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方</b> 公営住宅等長寿命化計画策定指針（H28改定）に基づき、県が管理する県営住宅を「維持管理」、「改善」、「当面維持管理」、「用途廃止」、「移管」、「建替」が必要なものの6つに分類し、以下の事業を進めていく。									
<b>(1) 点検・診断等の実施方針</b> 全ての団地を対象として、建築基準法第12条に基づく適切な点検を実施。法定点検の対象外となる建物については、同法第12条の規定に準じた定期点検を実施する。また、目視により確認することが容易な部位については、不具合への迅速な対応を図る観点から、年に1回を目安に「公営住宅等日常点検マニュアル」に基づき、日常点検を実施する。									
<b>(2) 維持管理・更新等の実施方針</b> 全ての団地を対象として、点検結果を基に、指定管理者により修繕を行う。また、「維持管理」「改善」が必要と判定された団地を対象として、必要に応じて経常修繕を行うなど適正な維持管理を実施する。施設の「建替」が必要と判定された団地はないが、近接する市町村営住宅も含めた他の団地との集約や再編等についても検討する。									
<b>(3) 安全確保の実施方針</b> 修繕標準周期に先だった定期点検に加え、日常点検を実施し、建物の老朽化や劣化による事故等を未然に防止する。									
<b>(4) 耐震化の実施方針</b> すべての県営住宅で耐震性能があることを確認している。									
<b>(5) 長寿命化の実施方針</b> 「改善」が必要と判定された団地を対象として、居住性・安全性、躯体の長寿命化等の必要性を考慮し、長寿命化に資する適正な改善事業を優先的に実施する。県営住宅ストックの機能向上を図ることで、入居率の向上を図り、家賃収入の確保に努める。									
<b>(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針</b> 共用部及び住戸内についても段差のない構造、手すり等の設置によりユニバーサルデザインの推進を図る。									

(7) 統合や廃止の推進方針

「当面維持管理」「用途廃止」「移管」が必要と判定された団地を対象として、社会情勢や県営住宅の需要を考慮した上で、用途廃止や移管を視野に入れ、近隣団地や同一団地内の他の住棟への住替えによる集約を検討する。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

県営住宅の長寿命化対策の実施に当たっては、指定管理者、建築住宅課、各総合支庁建設部建設総務課・建築課等の関係機関が連携しながら進める。

3 維持管理・更新等に係る経費の見込み

(1) 令和3年度から30年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(単位:百万円)

	維持管理 ・修繕①	改修 ②	更新等 ③	合計④ (①+②+③)	耐用年数経過 時に単純更新 した場合⑤	長寿命化対 策の効果額 (④-⑤)	現在要して いる経費 (過去平均)
計	6,000	5,198	25,783	36,981	70,887	▲33,906	342
年平均	200	173	859	1,233	2,363	▲1,130	—

(2) 算定条件

- ・維持管理・修繕経費  
例年要する法定点検、保守点検、小規模修繕など県営住宅の維持修繕費
- ・改修経費  
令和12年度までは長寿命化計画による事業費。それ以降は直近10年間の事業費の平均
- ・更新等経費  
直近の県営住宅の建設費及び解体費の実績単価を基に算出した経費  
(使用見込年数 RC造：70年、木造65年)
- ・耐用年数経過時に単純更新した場合の経費  
更新等経費を法定耐用年数とこれまでの実績を基に、構造別に概ね30年から50年で更新するものとして算定した更新等経費に、維持管理・修繕経費を加えて算出した経費
- ・現在要している経費 (過去平均)  
直近3ヶ年の維持管理・修繕経費、改修経費、更新等経費の計の平均

施設類型	道路管理施設	担当課	道路整備課・道路保全課
対象施設	橋梁、トンネル、舗装、シェッド、カルバート、横断歩道橋、門型標識、防雪柵、道路附属施設（大型標識、照明灯）		
個別施設計画	計 画 名：山形県橋梁長寿命化修繕計画 策 定 年 度：平成19年度(2007年度) 最終改訂年度：令和3年度(2021年度) 改訂予定年度：令和4年度(2022年度)※毎年度更新		
	計 画 名：山形県道路トンネル長寿命化基本方針 策 定 年 度：平成24年度(2012年度) 最終改訂年度：平成26年度(2014年度) 改訂予定年度：－		
	計 画 名：山形県道路舗装長寿命化修繕計画 策 定 年 度：平成23年度(2011年度) 最終改訂年度：平成29年度(2017年度) 改訂予定年度：－		
	計 画 名：山形県シェッド、シェルター、大型カルバート修繕計画 策 定 年 度：平成30年度(2018年度) 最終改訂年度：－ 改訂予定年度：－		
	計 画 名：山形県横断歩道橋修繕計画 策 定 年 度：平成30年度(2018年度) 最終改訂年度：－ 改訂予定年度：－		
	計 画 名：山形県門型標識修繕計画 策 定 年 度：令和元年度(2019年度) 最終改訂年度：－ 改訂予定年度：－		

基本的な考え方・概要

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 対象施設

	対象施設数	計画名（策定年度）	取組事項
舗装	2,856km	山形県道路舗装長寿命化修繕計画（H23）	路面性状調査、試験舗装等の各種調査により舗装状況を把握し、計画的かつ効率的な舗装修繕を実施。
橋梁	2,431橋	山形県橋梁長寿命化修繕計画（H19策定、毎年改訂）	令和元年度末時点における要対策橋梁165橋について計画的な補修を実施。
トンネル	58箇所	山形県道路トンネル長寿命化基本方針（H24）	長寿命化のための定期点検と調査・対策を実施。長寿命化計画は点検結果に基づいて更新。
シェッド、シェルター、大型カルバート	シェッド 26基 シェルター 7基 大型カルバート 17基	山形県シェッド、シェルター、大型カルバート修繕計画（H30）	長寿命化のための定期点検（5年に1回点検）と修繕を実施。修繕計画は点検結果に基づいて更新。
横断歩道橋	横断歩道橋24橋	山形県横断歩道橋修繕計画（H30）	長寿命化のための定期点検（5年に1回点検）と修繕を実施。修繕計画は点検結果に基づいて更新。

門型標識	門型標識52基	山形県門型標識修繕計画 (R1)	長寿命化のための定期点検 (5年に1回点検) と修繕を実施。修繕計画は点検結果に基づいて更新。
------	---------	------------------	---

## (2) 現状と課題

- 山形県の管理道路 (舗装) は令和3年4月1日現在で2,856km、道路橋は2,431橋 (橋長2m以上) あり、その約35%が昭和30~50年頃の高度経済成長期に建設されている。これらは、今後、急速に高齢化 (老朽化) が進行する。
- また、その他の大型構造物として、道路トンネル58箇所、シェッド・シェルター・大型カルバート50基、横断歩道橋24橋、門型標識等52基などがあり、橋梁と同様に老朽化が進行している。

## 2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

### (1) 点検・診断等の実施方針

- 個別施設計画やマニュアル等に基づきインフラ施設の点検・診断を定期的実施し、施設の劣化や損傷の程度を把握し、施設の健全度や優先度に応じた措置 (修繕・更新等) を実施する。

#### (インフラ資産に関する点検の分類)

i	日常点検	・安全性を損なう著しい損傷を早期に発見するための、巡視・パトロールによる目視点検等
ii	定期点検	・損傷の早期発見・損傷状態・経年劣化を把握し、予防保全の基礎データを収集するための近接目視・計測等
iii	臨時点検 ・異常時点検 ・緊急点検	・地震や台風などの異常時に、施設の安全性を確認するための点検 ・想定外の破損に起因する事故等が発生した場合に、類似事故の防止を目的に行う緊急点検

- 予防保全によるインフラ資産の長寿命化を進めていくためには、特に「ii 定期点検」を確実に実施する必要がある。
- 県では、国の点検マニュアルや基準類を参考に県の実情に応じた点検方法、点検サイクル、健全性評価の基準等を定め、これに基づく定期的な点検・診断を実施する。

### (2) 維持管理・更新等の実施方針

- 自然環境や利用状況等に応じて、施設管理者が定期的に点検・診断を行い、安全性及び維持管理の効率性の確保を目的とする予防保全による維持管理を基本とする。
- その実現のためには、点検⇒診断⇒措置 (修繕・更新等) ⇒記録⇒ (次の点検) という維持管理の業務サイクルの構築が不可欠であり、このサイクルを通して、施設に求められる適正な性能をより長期間保持するための計画として、「個別施設毎の長寿命化計画 (以下「個別施設計画」という。)」等を作成・充実し、構造物の維持管理を効率的、効果的に進めていく。

### (3) 安全確保の実施方針

- 点検・診断等により、施設等の状態を把握し、必要な対策を適切な時期に、効率的・効果的に実施することで、公共施設等の安全確保を図る。

### (4) 耐震化の実施方針

- 橋梁耐震補強は、「山形県道路橋耐震補強計画」に基づき、目標性能レベルを耐震性能2として対策を推進する。

#### 【山形県の対策区分】

区分	定義
対策不要	ボックスカルバート
耐震性能2	地震動により損傷が生じる部位があり、その恒久復旧は容易ではないが、橋としての機能の回復は速やかに行い得る状態が確保されるとみなせる耐震性能
耐震性能3+	耐震性能2と耐震性能3の中間の耐震性能
耐震性能3	落橋等の甚大な被害が防止されるとみなせる耐震性能
耐震性能なし	道路橋示方書等に規定される耐震性能を有さない橋梁

優先順位の考え方

優先順位 1	①緊急輸送道路上の橋梁及び③跨線橋の「耐震性能なし」
優先順位 2	②孤立集落アクセスルート上の橋梁及び④跨道橋の「耐震性能なし」、 ①緊急輸送道路上の橋梁の「耐震性能3」（複数径間）
優先順位 3	②孤立集落アクセスルート上の橋梁の「耐震性能3」（複数径間）
優先順位 4	上記以外の「耐震性能3」
優先順位 5	「耐震性能3+」

(5) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・施設固有の状況を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいインフラの実現を目指して、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。

(6) 統合や廃止の推進方針

- ・各施設の健全度や果たしている役割、機能、利用状況、重要性等を踏まえ、対策の考え方を明確にした上で、「個別施設計画」に基づき必要な措置（修繕・更新等）を実施する。その際、各施設の必要性自体についても再検討し、検討の結果、必要性が認められる施設にあつては、更新等の機会を捉え、社会経済情勢の変化に応じた用途変更や集約化なども含めて対応を検討するほか、必要性が認められない施設については廃止や撤去を進める。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

- ・全てのインフラ資産において、点検⇒診断⇒措置（修繕・更新等）⇒記録⇒（次の点検）という維持管理の業務サイクルを確実に実施していくため、施設管理者として体制の充実を図るほか、国や市町村などとの連携や、担い手の確保・育成に取り組み、効率的・効果的な維持管理・更新等に必要な体制を構築する。

3 維持管理・更新等に係る経費の見込み

(1) 令和3年度から30年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(単位:百万円)

	維持管理・修繕①	改修②	更新等③	合計④ (①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合⑤	長寿命化対策の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去平均)
計	413,205	-	151,495	564,700	1,202,848	▲638,148	9,699
年平均	13,774	-	5,050	18,823	40,095	▲21,272	-

(2) 算定条件

・維持管理・修繕経費

橋梁 : 橋梁補修費 (R元~3) の3カ年平均

舗装 : 舗裝修繕方法を「予防保全型」で実施した場合の経費

トンネル : 点検費、修繕費、LED化等の過年度の平均実績単価からの算出経費

シェット類 : 点検費、修繕費、LED化等の過年度の平均実績単価からの算出経費

横断歩道橋 : 点検費、修繕費等の過年度の平均実績単価からの算出経費

門型標識 : 点検費等の過年度の平均実績単価からの算出経費

・改修経費

橋梁 : 橋梁において、耐震改修は長寿命化に資するものではないため計上しない。

舗装 : 舗裝修繕方法を「予防保全型」で実施した場合、改修経費(全層打換え)なし

トンネル : 改修経費なし(維持管理・修繕経費に含む)

シェット類 : 改修経費なし(維持管理・修繕経費に含む)

横断歩道橋 : 改修経費なし(維持管理・修繕経費に含む)

門型標識 : 改修経費なし

・更新等経費

橋梁 : 橋梁更新費 (R元~3) の3カ年平均

舗装 : 該当しない(舗装は消耗品のため、更新の概念がない。)

トンネル : 更新等経費なし(維持管理・修繕経費に含む)

シェット類 : 更新等経費なし(維持管理・修繕経費に含む)

横断歩道橋 : 更新等経費なし(維持管理・修繕経費に含む)

門型標識 : 更新等経費なし

- 耐用年数経過時に単純更新した場合の経費
  - 橋梁 : 鋼橋は45年、コンクリート橋・その他橋梁は60年経過した年度に更新すると  
仮定（橋面積1㎡あたり、400千円として算出。ただし、R3時点で耐用年数  
を超過している橋梁分として年あたり1,600百万円を上乗せ）
  - 舗装 : 舗装修繕方法を「対症療法型」で実施した場合の経費
  - トンネル : 耐用年数の期間中に修繕を全くせず、単純更新した場合の経費
  - シェッド類 : 耐用年数の期間中に修繕を全くせず、単純更新した場合の経費
  - 横断歩道橋 : 耐用年数の期間中に修繕を全くせず、単純更新した場合の経費
  - 門型標識 : 耐用年数の期間中に修繕を全くせず、単純更新した場合の経費
- 現在要している経費（過去平均）
  - 橋梁 : 5,855百万円（過去3年平均）
  - 舗装 : 3,560百万円（過去3年平均）
  - トンネル : 205百万円（直近1ヶ年）
  - シェッド類 : 27百万円（直近1ヶ年）
  - 横断歩道橋 : 41百万円（直近1ヶ年）
  - 門型標識 : 11百万円（直近1ヶ年）

施設類型	都市公園施設	担当課	都市計画課
対象施設	遊戯施設・運動施設		
個別施設計画	計 画 名：山形県公園施設長寿命化計画 策 定 年 度：平成21年度(2009年度) 最終改訂年度：平成25年度(2013年度) 改訂予定年度：－		
	計 画 名：山形県総合運動公園 公園施設長寿命化計画 策 定 年 度：平成21年度(2009年度) 最終改訂年度：令和元年度(2019年度) 改訂予定年度：－		
	計 画 名：蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク 公園施設長寿命化計画 策 定 年 度：令和元年度(2019年度) 最終改訂年度：令和元年度(2019年度) 改訂予定年度：－		
<b>基本的な考え方・概要</b>			
<p><b>1 現状や課題に関する基本認識</b></p> <p>(1) 対象施設          山形県で管理している都市公園は12箇所(面積420.4ha)あり、主に広域的な利用を対象としたレクリエーションやスポーツの拠点施設として役割を担っている。</p> <p>(2) 現状と課題          開園後20年以上を経過した公園が約半数あり、耐用年数を超えたり、老朽化した施設が多く公園の魅力低下が進んでいる。          このことから、長寿命化計画に基づき施設更新を進めているが、予算減少による先送りや、プロスポーツ施設基準維持のための前倒し対応により、計画的な更新が進んでいない。          都市公園の魅力向上を図るため、県民ニーズに合わせ、都市公園長寿命化計画及び山形県子育てプランとの連携による施設更新を進める。          さらに、子どものころからプロスポーツに接する機会の拡大により、スポーツを通じた地域活性化や県民余暇活動の場を提供していく。</p> <p><b>2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方</b></p> <p>(1) 点検・診断等の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法等の各種関係法令に基づいて定期点検の実施</li> <li>・公園施設長寿命化計画策定方針(案)【改訂版】に基づく健全度調査の実施</li> </ul> <p>(2) 維持管理・更新等の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理・修繕については指定管理者が主体となって実施</li> <li>・施設の更新については、長寿命化計画に基づき、社会情勢の変化や施設の利用状況、施設の健全性を踏まえ実施</li> </ul> <p>(3) 安全確保の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公園施設の安全点検に係る指針(案)」や「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」等の国土交通省等で通知している指針に基づき、施設の点検・診断を適切に行い、公共施設等の安全確保を図る。</li> </ul> <p>(4) 耐震化の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点で耐震基準を満たしているが、今後耐震基準等の変更があった際は、施設の老朽化に伴う大規模修繕を実施する段階で耐震対策を検討する。</li> </ul> <p>(5) 長寿命化の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園施設長寿命化計画策定方針(案)【改訂版】に基づき長寿命化計画を策定し、ライフサイクルコスト縮減と計画的な維持補修を実施する。</li> </ul> <p>(6) ユニバーサルデザイン化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設固有の状況を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい県有施設の実現を目指して、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。</li> </ul>			

(7) 統合や廃止の推進方針

- ・社会情勢の変化や施設の利用状況、施設の健全性を踏まえ、更新を要しないと判断される場合は、廃止や集約化を検討する。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

- ・施設を所管する各総合支庁において、施設の利用状況や施設の健全性を踏まえ、必要な対策を適切な時期に、効率的・効果的に実施し、更新コストの低減を図る。

3 維持管理・更新等に係る経費の見込み

(1) 令和3年度から30年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(単位:百万円)

	維持管理 ・修繕①	改修 ②	更新等 ③	合計④ (①+②+③)	耐用年数経過 時に単純更新 した場合⑤	長寿命化対 策の効果額 (④-⑤)	現在要して いる経費 (過去平均)
計	23,580	6,176	14,396	44,152	45,472	▲1,320	1,517
年平均	786	206	480	1,472	1,516	▲44	—

(2) 算定条件

- ・維持管理・修繕経費  
令和3年度指定管理料を基に算出
- ・改修経費  
既存長寿命化計画等を基に算出した経費
- ・更新等経費  
既存長寿命化計画等を基に算出した経費
- ・耐用年数経過時に単純更新した場合の経費  
上記の維持管理・修繕経費、改修経費、更新等経費にライフサイクルコスト縮減額を加えて算出した経費
- ・現在要している経費 (過去平均)  
直近3ヶ年の維持管理修繕費 (指定管理料) と公園整備事業費の合計の平均

施設類型	河川管理施設	担当課	河川課
対象施設	水門、樋門		
個別施設計画	計 画 名：山形県河川管理施設（樋門）長寿命化計画 策 定 年 度：平成22年度(2010年度) 最終改訂年度：－ 改訂予定年度：－		
	計 画 名：赤川水系青竜寺川河川管理施設長寿命化計画 丸岡分水堰及び青竜寺川水門 策 定 年 度：平成21年度(2009年度) 最終改訂年度：－ 改訂予定年度：－		
	計 画 名：最上川水系新小牧川河川管理施設長寿命化計画 小牧川上流水門及び小牧川本川水門 策 定 年 度：平成22年度(2010年度) 最終改訂年度：－ 改訂予定年度：－		
<b>基本的な考え方・概要</b>			
<p><b>1 現状や課題に関する基本認識</b></p> <p>(1) 対象施設          県管理樋門・水門496基</p> <p>(2) 現状と課題</p> <p>○現状          県管理河川において適切な管理を必要とする水門等河川管理施設は1,144基あるが、整備後30年から40年経過した施設が最も多く、施設全体の老朽化が急激に進行している。施設全体の寿命は一般的に約40年とされている。平成21年度から実施している長寿命化計画に基づく修繕は全体の約5割に留まっている。          水門等はゲートの開閉により、直接的に洪水時の浸水被害から人命・財産を守るものであるため、施設の修繕・更新が適切に行われられない場合、治水安全度の低下が懸念される。</p> <p>○課題</p> <p>①施設の長寿命化と対策費の平準化の必要性          今後、施設の修繕・更新コストが急増することから、施設のライフサイクルを延長し、コスト縮減及び予算の平準化を推進する必要がある。</p> <p>②事業化に向けた課題          単独事業で実施する施設について、平成21年度に長寿命化計画を策定したが、平成28年から交付要件が追加されたことから、現行の長寿命化計画について補助要件に合致するよう計画を見直し、事業費を計画的に確保する必要がある。</p> <p><b>2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方</b></p> <p>(1) 点検・診断等の実施方針          水門操作員による月1回の通常点検及び5年に1回の定期点検を実施。          合わせて、河川巡視による目視点検も実施。</p> <p>(2) 維持管理・更新等の実施方針          診断結果を基に優先順位をつけて実施。          また、個別施設計画がある場合は、これに基づく取組みを実施。</p> <p>(3) 安全確保の実施方針          診断結果を基に優先順位をつけて実施。          また、個別施設計画がある場合は、これに基づく取組みを実施。</p> <p>(4) 長寿命化の実施方針          長寿命化計画に基づき、従来の事後保全型から予防保全型へと取組の転換を図る。</p>			

**(5) 統合や廃止の推進方針**

樋門等の上流における土地利用状況を鑑み、統合や廃止の必要性について検討する。

**(6) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針**

日常の河川巡視による調査や、水門操作員等による点検状況を把握し、計画的・効率的な維持管理を実施する。

また、必要に応じ長寿命化計画の見直しを行う。

**3 維持管理・更新等に係る経費の見込み**

**(1) 令和3年度から30年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み**

(単位:百万円)

	維持管理 ・修繕①	改修 ②	更新等 ③	合計④ (①+②+③)	耐用年数経過 時に単純更新 した場合⑤	長寿命化対 策の効果額 (④-⑤)	現在要して いる経費 (過去平均)
計	230	931	2,873	4,034	3,568	466	250
年平均	8	31	96	134	119	15	—

**(2) 算定条件**

- ・維持管理・修繕経費  
損傷度調査に基づき、点検・設計した経費
- ・改修経費  
長寿命化計画に基づく延命化に必要な経費 (塗装費)
- ・更新等経費  
長寿命化計画に基づく更新費用
- ・耐用年数経過時に単純更新した場合の経費  
各装置・機器における耐用年数に達した施設を更新する経費
- ・現在要している経費 (過去平均)  
直近3ヶ年の設計・工事費の平均

施設類型	河川管理施設	担当課	河川課				
対象施設	ダム						
個別施設計画	計 画 名：ダム長寿命化計画 策 定 年 度：平成26年度(2014年度) 最終改訂年度：令和2年度(2020年度) 改訂予定年度：－						
<b>基本的な考え方・概要</b>							
<b>1 現状や課題に関する基本認識</b> <b>(1) 対象施設</b> 山形県は令和3年3月時点で13ダムを管理している。平成26年度から順次各ダムごとに長寿命化計画を策定しており、令和2年度までに13ダム全て策定完了している。 <b>【対象施設】</b> (1) 土木構造物 (2) 機械設備 (3) 電気通信設備 (4) その他のダム施設等  <b>(2) 現状と課題</b> ダムについて、施設の特性上建て替えをすることが困難であり、また電気設備などの更新費用が膨大になるため平準化をはかることが難しい状況である。							
<b>2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方</b> <b>(1) 点検・診断等の実施方針</b> ダムごとに策定されている点検整備基準に点検を行っている。 ダム定期検査についてはダムごと3年に1回行っている。 <b>(2) 維持管理・更新等の実施方針</b> ダム定期検査の結果に基づき優先順位をつけて実施。 <b>(3) 安全確保の実施方針</b> ダム定期検査の結果に基づき優先順位をつけて実施。 <b>(4) 長寿命化の実施方針</b> 長寿命化計画に基づき、設備の改良・更新事業を実施。 <b>(5) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針</b> 日常点検や定期検査を行い、現状の把握に努め、計画的な維持管理を行う。							
<b>3 維持管理・更新等に係る経費の見込み</b> <b>(1) 令和3年度から30年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み</b> (単位:百万円)							
	維持管理・修繕①	改 修 ②	更新等 ③	合計④ (①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合⑤	長寿命化対策の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去平均)
計	3,634	2,657	13,285	19,576	19,432	144	643
年平均	121	89	443	653	648	5	－
<b>(2) 算定条件</b> ・維持管理・修繕経費 ダムごとの点検整備基準に基づく経費、定期検査結果に基づく修繕費 ・改修経費 長寿命化計画に基づく改良に必要な経費 (土木・機械設備) ・更新等経費 長寿命化計画に基づく更新費用 (機械・電気設備) ・耐用年数経過時に単純更新した場合の経費 耐用年数に達した施設を更新する経費 (機械・電気設備) ・現在要している経費 (過去平均) 直近3ヶ年の執行額の平均							

施設類型	海岸保全施設	担当課	河川課				
対象施設	堤防、護岸、胸壁						
個別施設計画	計 画 名：山形沿岸海岸保全施設長寿命化計画 策 定 年 度：令和元年度(2019年度) 最終改訂年度：－ 改訂予定年度：－						
<b>基本的な考え方・概要</b>							
<b>1 現状や課題に関する基本認識</b> <b>(1) 対象施設</b> <b>【海岸管理施設】</b> ・護岸 ・突堤 ・離岸堤 ・人工リーフ ・消波工  <b>(2) 現状と課題</b> 山形県における水管理国土保全局所管14地区海岸における海岸保全施設のうち堤防・護岸施設の延長は12,011mであり、このうち令和3年3月末時点で完成から50年以上が経過している施設延長は6,583mとなっており、全体の約55%を占めている。海岸保全施設の堤防・護岸については、昭和35年から50年頃にかけて多く整備されてきており、今後老朽化が懸念される施設が増加していく一方、海岸関係事業に係る予算はひっ迫しており、従来の事後保全的な対策からライフサイクルコストの削減を目指した予防保全的な対策による計画的な施設更新が求められていることから、令和元年に「山形沿岸海岸保全施設長寿命化計画」を作成した。							
<b>2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方</b> <b>(1) 点検・診断等の実施方針</b> 5年に1回実施。 <b>(2) 維持管理・更新等の実施方針</b> 診断結果を基に優先順位をつけて実施。 <b>(3) 安全確保の実施方針</b> 診断結果を基に優先順位をつけて実施。 <b>(4) 長寿命化の実施方針</b> 長寿命化計画に基づき、補修・修繕を実施。 <b>(5) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針</b> 日常点検や定期点検を行い、現状の把握に努め、計画的な維持管理を行う。							
<b>3 維持管理・更新等に係る経費の見込み</b> <b>(1) 令和3年度から30年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み</b> (単位:百万円)							
	維持管理・修繕①	改修②	更新等③	合計④ (①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合⑤	長寿命化対策の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去平均)
計	320	－	－	320	304	16	0
年平均	11	－	－	11	10	1	－
<b>(2) 算定条件</b> ・維持管理・修繕経費 護岸等へのひび割れ注入工といった補修や、点検・設計に要する経費 ・改修経費 ー ・更新等経費 ー ・耐用年数経過時に単純更新した場合の経費 耐用年数に達した施設を更新する経費							

- ・現在要している経費（過去平均）  
直近3ヶ年の設計・工事費の平均

施設類型	砂防関係施設	担当課	砂防・災害対策課
対象施設	砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設		
個別施設計画	計 画 名：山形県砂防関係施設機能保全計画 策 定 年 度：平成23年度(2011年度) 最終改訂年度：平成26年度(2014年度) 改訂予定年度：－		

### 基本的な考え方・概要

#### 1 現状や課題に関する基本認識

##### (1) 対象施設

山形県は令和2年度末現在で、主な砂防関係施設として砂防設備（砂防えん堤、床固工）1,348基、地すべり防止施設（集水井、横ボーリング、排水トンネル、杭・アンカー）1,300基、急傾斜地崩壊防止施設（擁壁、法枠、落石防護柵）2,537施設を管理している。

施設分類	主な施設	施設数 (単位：基)
砂防設備	砂防えん堤	1,179
	床固工	169
	計	1,348
地すべり防止施設	集水井	554
	横ボーリング	704
	排水トンネル	9
	杭・アンカー	33
	計	1,300
急傾斜地崩壊防止施設	擁壁工	1,182
	法枠工	470
	落石防護柵工	885
	計	2,537
計		5,185

※杭・アンカーについては、1地区全体の施設を1基としてカウント。

##### (2) 現状と課題

砂防設備については、大正9年から順次整備され耐用年数を超過した施設が全体の2割以上を数え、老朽化等による機能低下によりその効用が果たせなくなることが懸念されるため、適切な補修・補強を行い、機能低下を未然に防止していく必要がある。

#### 2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

##### (1) 点検・診断等の実施方針

次の法令等に基づき施設を点検し、施設の機能を評価する。

- ・砂防法
- ・地すべり等防止法
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- ・砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン（案）（平成31年3月）国土交通省水管理
  - ・国土保全局砂防部
- ・砂防関係施設点検要領（案）（平成31年2月）国土交通省砂防部保全課
- ・砂防設備の定期巡視点検に関する実施要領（案）（平成16年3月）国土交通省水管理・国土保全局
- ・地すべり防止技術指針（平成20年1月）国土交通省水管理・国土保全局
- ・山形県砂防関係施設機能保全計画（平成27年3月改定）
- ・山形県砂防関係事業技術指針（砂防編）（平成28年8月）
- ・山形県砂防関係事業指針（地すべり対策編）（平成7年3月）

- ・山形県砂防関係事業指針（急傾斜地崩壊対策編）（平成7年3月）
- ・山形県砂防堰堤等点検マニュアル（案）（平成27年3月）
- ・山形県地すべり防止施設点検マニュアル（案）（平成27年3月）
- ・山形県急傾斜地崩壊防止施設等点検マニュアル（案）（平成27年3月）

**(2) 維持管理・更新等の実施方針**

- ・山形県砂防関係施設機能保全計画に基づく施設の長寿命化を推進し、維持管理コストの低減を図る。

**(3) 安全確保の実施方針**

- ・点検、診断等により、施設等の状態を把握し、必要な対策を適切な時期に、効率的・効果的に実施することで、砂防関係施設の安全確保を図る。

**(4) 長寿命化の実施方針**

- ・予防保全による山形県砂防関係施設機能保全計画の策定を推進し、砂防関係施設の保全方法について、従来の事後保全型から予防保全型への転換を図る。

**3 維持管理・更新等に係る経費の見込み**

**(1) 令和3年度から30年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み**

(単位:百万円)

	維持管理 ・修繕①	改修 ②	更新等 ③	合計④ (①+②+③)	耐用年数経過 時に単純更新 した場合⑤	長寿命化対 策の効果額 (④-⑤)	現在要して いる経費 (過去平均)
計	990	15,210	1,140	17,340	329,320	▲311,980	333
年平均	33	507	38	578	10,977	▲10,399	—

**(2) 算定条件**

- ・維持管理・修繕経費  
点検費、小規模修繕費の3ヶ年平均により算出した経費
- ・改修経費  
山形県砂防関係施設機能保全計画 個別施設計画に基づき算出した経費
- ・更新等経費  
山形県砂防関係施設機能保全計画 個別施設計画に基づき算出した経費
- ・耐用年数経過時に単純更新した場合の経費  
更新等経費を法定耐用年数（構造別に概ね15～50年）で算定した更新等経費に維持管理・修繕経費を加えて算出した経費
- ・現在要している経費（過去平均）  
直近3ヶ年の点検費、小規模修繕費、改修費、更新等経費の計の平均

施設類型	治山施設	担当課	森林ノミクス推進課
対象施設	治山施設・地すべり防止施設		
個別施設計画	計 画 名：山形県治山施設長寿命化計画 策 定 年 度：令和2年度(2020年度) 最終改訂年度：令和2年度 改訂予定年度：令和7年度(2025年度)		
<b>基本的な考え方・概要</b>			
<p><b>1 現状や課題に関する基本認識</b></p> <p><b>(1) 対象施設</b>          治山施設及び地すべり防止施設 4,390基          ・ 民有保安林補助事業（交付金含む）、県単独事業、山林施設災害復旧事業及び山林施設災害関連事業により整備された施設          ・ 民有林直轄治山事業及び直轄地すべり防止事業並びに災害復旧事業（直轄）で整備された施設のうち、事業が完了し国から県に引き渡された施設。          （森林法41条、地すべり等防止法第2条第3項、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）</p> <p><b>(2) 現状と課題</b>          治山施設の整備は昭和20年代から本格的に実施され、整備後50年以上経過している施設が現時点で16%を占める状況にある。特に昭和40年代後半から昭和60年代前半にかけ盛んにインフラ整備が行われており、この時期に整備された施設が整備後50年を迎える約15年後には、その割合が約59%になり、今後急激に老朽化施設の割合が進行することにより、治山施設の機能低下・損失及び維持管理や更新コスト増大が懸念される。          このため、今後これらの施設の維持管理に加え、老朽化対策や更新等に係る経費の確保及び効率的な対策の実行が課題となる。</p> <p><b>2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方</b></p> <p><b>(1) 点検・診断等の実施方針</b>          山形県治山施設長寿命化計画に基づき実施するものとし、概要は下記の通り。          ・ 定期点検：最新の点検・診断の損傷度評価に応じ5年～10年程度          ・ 緊急点検：「健全度Ⅳ」に判定されている施設については、当該市町村において震度5以上の地震が確認された場合実施</p> <p><b>(2) 維持管理・更新等の実施方針</b>          計画に基づく点検診断については委託業務にて行うが、その他定期的及び日常の点検を職員自ら行い、施設の状態を把握し維持に努める。          施設の更新時には、既設の施設規模にとらわれず、その後の維持管理やランニングコストの低減を図れるよう、最新の技術や考え方等を取り入れ検討を行う。</p> <p><b>(3) 安全確保の実施方針</b>          計画的に点検診断を行うとともに、評価においては施設の健全度だけではなく、保全対象施設を含めて検討を行い、対策の内容や時期及び優先度を明確にした上で、治山施設等山地災害の防止のため特に重要な施設については優先的に対応するなど、効率的・効果的な対策を実施し安全確保を図る。</p> <p><b>(4) 長寿命化の実施方針</b>          予防保全型維持管理の考え方に基づき、森林や山村等を取り巻く状況も勘案しながら、適切な維持管理・更新等を進めつつ有効活用を図っていくものである。</p> <p><b>(5) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針</b>          治山施設管理計画は、山形県治山施設長寿命化計画を基本に効率的な計画の実行性に配慮し、村山地域・最上地域・置賜地域・庄内地域の4地域ごとに「地域個別施設計画」を策定する。そして、それぞれの地域ではその特色にあった対策を実践していくことにより、施設の長寿命化を図っていく。</p>			

### 3 維持管理・更新等に係る経費の見込み

#### (1) 令和3年度から30年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(単位:百万円)

	維持管理 ・修繕①	改修 ②	更新等 ③	合計④ (①+②+③)	耐用年数経過 時に単純更新 した場合⑤	長寿命化対 策の効果額 (④-⑤)	現在要して いる経費 (過去平均)
計	210	3,311	1,312	4,833	97,386	▲92,553	161
年平均	7	110	44	161	3,246	▲3,085	—

#### (2) 算定条件

- ・維持管理・修繕経費  
維持管理費の過去3年間の平均。
- ・改修経費  
令和2年度に作成した個別施設計画を基に算出した経費。
- ・更新等経費  
近年実施した同種の施設整備工事実績を基に算出した経費。使用見込年数38～75年
- ・耐用年数経過時に単純更新した場合の経費  
耐用年数(種別に概ね25～50年)に達した施設について、近年実施した同種の施設整備工事実績を基に算出した経費。
- ・現在要している経費(過去平均)  
単独事業及び公共事業で実施した維持管理及び長寿命化・機能強化事業実績の3ヶ年平均。

施設類型	治山施設	担当課	農村整備課				
対象施設	地すべり防止施設（農村整備関係）						
個別施設計画	計 画 名：前丸森地区個別施設計画 外40地区 策 定 年 度：平成29年度(2017年度) 最終改訂年度：－ 改訂予定年度：令和4年度(2022年度)						
<b>基本的な考え方・概要</b>							
<b>1 現状や課題に関する基本認識</b> <b>(1) 対象施設</b> 山形県内で農林水産省農村振興局が所管する地すべり防止区域内全41地区にある全ての地すべり防止施設。 <b>(2) 現状と課題</b> 昭和30年代から建設され、老朽化による施設の機能低下、維持管理費の増加が懸念されている。							
<b>2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方</b> <b>(1) 点検・診断等の実施方針</b> 次の手引きに基づき、点検・診断を実施する。 ・地すべり防止施設の個別施設計画(長寿命化計画) 策定の手引き：平成29年3月 ・地すべり防止施設の機能保全の手引き～統合版～：平成29年3月 ・地すべり防止区域の点検マニュアル：令和2年4月 地すべり巡視員による点検業務を実施。平成29年度から、地すべり防止施設の長寿命化のため、機能診断を実施。 <b>(2) 維持管理・更新等の実施方針</b> 長寿命化計画をもとに計画的な維持管理・更新を実施。 <b>(3) 安全確保の実施方針</b> 施設に一般の立ち入りを制限するため、安全柵や蓋を設置。 <b>(4) 耐震化の実施方針</b> 平成29年度から、地すべり防止施設の長寿命化のため、機能診断をもとに長寿命化計画策定。老朽化が進行するのに対し、計画的な維持管理を行うことで施設の長寿命化を図っていく。 <b>(5) 長寿命化の実施方針</b> 地すべり発生及びその兆候をいち早く発見し、地すべり災害を最小限に食い止めるため、地すべり巡視員に日常点検業務を委嘱。 <b>(6) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針</b> 地すべり発生及びその兆候をいち早く発見し、地すべり災害を最小限に食い止めるため、地すべり巡視員に日常点検業務を委嘱。							
<b>3 維持管理・更新等に係る経費の見込み</b> <b>(1) 令和3年度から30年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み</b> (単位:百万円)							
	維持管理・修繕①	改修②	更新等③	合計④ (①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合⑤	長寿命化対策の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去平均)
計	210	150	227	587	10,296	▲9,709	12
年平均	7	5	8	20	343	▲323	－
<b>(2) 算定条件</b> ・維持管理・修繕経費 例年要している点検や小規模修繕に要する経費の見込み。 ・改修経費 例年要している小規模改修に要する経費の見込み。							

- 更新等経費  
長寿命化計画を基に概算により算出した経費。  
長寿命化による使用見込年数は、類似事業を参考とする。
- 耐用年数経過時に単純更新した場合の経費  
当初造成事業の採択年度から50年後に単純更新事業を起こすと想定して算出した経費。
- 現在要している経費（過去平均）  
直近5ヶ年の維持管理・修繕経費、改修経費の計の平均

施設類型	港湾施設	担当課	空港港湾課
対象施設	水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設		
個別施設計画	計 画 名：維持管理計画 策 定 年 度：平成21年度(2009年度) 最終改訂年度：令和2年度(2020年度) 改訂予定年度：令和3年度(2021年度)		

### 基本的な考え方・概要

#### 1 現状や課題に関する基本認識

##### (1) 対象施設

区分	名称	県所有施設数	国所有施設数	計
重要港湾	酒田港	237施設	46施設	283施設
地方港湾	加茂港	50施設	—	50施設
	鼠ヶ関港	81施設	—	81施設
計		368施設	46施設	414施設

##### (2) 現状と課題

維持管理計画書の策定は令和2年度末に全箇所完了しており、予防保全計画は今後10年間の計画としている。

50年間のLCCは簡易的に算定しているが管理施設の全体数及び補修が必要な施設が多く、補修工事予算の確保が難しいため、予防保全計画通りの補修工事が困難な状況にある。

#### 2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

##### (1) 点検・診断等の実施方針

根拠法令：港湾法

国土交通省港湾局による「港湾の施設の点検診断ガイドライン」(H26.7、H30.6一部変更、R2.3一部変更)、「港湾の施設の維持管理策定ガイドライン」(H27.4、R2.3一部変更)に基づき適切に実施する。

##### (2) 維持管理・更新等の実施方針

予防保全計画に基づき、適切に実施する。

##### (3) 安全確保の実施方針

老朽化による危険個所については、補修工事完了まで立入禁止、利用停止とする。

##### (4) 耐震化の実施方針

酒田港については、港湾計画による。加茂港、鼠ヶ関港は耐震化の計画はない。

##### (5) 長寿命化の実施方針

国土交通省港湾局「予防保全計画にあたっての考え方(H28年度)」に基づき適切に実施する。

##### (6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

港湾施設利用者の大多数は、港湾荷役関係者等の利用目的が比較的限定されるため、一般・不特定多数の利用が見込まれる港湾施設について考慮する。

##### (7) 統合や廃止の推進方針

港湾計画により適切に実施する。

##### (8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

国土交通省港湾局「予防保全計画にあたっての考え方(H28年度)」に基づき、適切に実施する。

### 3 維持管理・更新等に係る経費の見込み

#### (1) 令和3年度から30年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(単位:百万円)

	維持管理・修繕①	改修②	更新等③	合計④ (①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合⑤	長寿命化対策の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去平均)
計	1,034	620	2,072	3,726	4,042	▲316	148
年平均	34	21	69	124	135	▲11	—

#### (2) 算定条件

- ・維持管理・修繕経費  
維持管理計画書記載のLCC記載の点検費用、補修費用等
- ・改修経費  
長寿命化に資する改修経費
- ・更新等経費  
長寿命化計画に基づき、使用見込年数に応じて算出した経費
- ・耐用年数経過時に単純更新した場合の経費  
更新周期で算定した経費
- ・現在要している経費 (過去平均)  
直近3ヶ年の維持管理・修繕経費、改修経費、更新等経費の計の平均を参考に算出

施設類型	空港土木施設	担当課	空港港湾課
対象施設	滑走路、誘導路、エプロン、カルバート、幹線排水路		
個別施設計画	計 画 名：山形空港長寿命化修繕計画 策 定 年 度：平成26年度(2014年度) 最終改訂年度：－ 改訂予定年度：令和3年度(2021年度)		
	計 画 名：庄内空港長寿命化修繕計画 策 定 年 度：平成27年度(2015年度) 最終改訂年度：－ 改訂予定年度：令和3年度(2021年度)		

### 基本的な考え方・概要

#### 1 現状や課題に関する基本認識

##### (1) 対象施設

- ①航空法施行規則第79条（設置基準）に規定されている施設（滑走路、誘導路、エプロン）
- ②航空機能を確保する上で必要な上記①以外の施設

##### (2) 現状と課題

空港は航空機の安全運航に係る重要な施設が多く、既存ストックの経年劣化が進み、事後保全では対応できない状態であるため、予算の平準化やコスト縮減を含めた予防保全機能を健全なまま維持し、安全性・信頼性の確保につなげる必要がある。

#### 2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

##### (1) 点検・診断等の実施方針

空港土木施設の点検は巡回点検、緊急点検の他、法に基づいた法定点検・診断について実施し、土木施設台帳に記録し、施設に求められる性能を保持する。

##### (2) 維持管理・更新等の実施方針

航空法施行規則第92条（機能確保の基準）に規定されている「空港内の施設の維持管理指針」に基づき作成している各空港の空港土木施設維持管理・更新計画による修繕又は更新計画を適切に実施する。

##### (3) 安全確保の実施方針

空港の基本施設（滑走路、誘導路及びエプロン）は、空港内の施設の供用性を確保するうえで重要な施設であり、航空機の運航に対する影響度が高い施設であることから、施設に求められる性能を保持し続けるための予防保全を実施し、他の施設よりも高いレベルで管理する。

##### (4) 長寿命化の実施方針

これまでの対症療法的な維持管理対応（事後保全）から、計画的な予防保全へシフトすることにより今後の維持管理のトータルコストの縮減を図る。また、空港全体の健全性を把握することで計画的な維持管理を行い、年間予算にばらつきや過度なピークが生じないように平準化を図る。

#### 3 維持管理・更新等に係る経費の見込み

##### (1) 令和3年度から30年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(単位:百万円)

	維持管理・修繕①	改修②	更新等③	合計④ (①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合⑤	長寿命化対策の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去平均)
計	192	－	2,602	2,794	4,149	▲1,355	7
年平均	6	－	87	93	138	▲45	－

##### (2) 算定条件

- ・維持管理・修繕経費
- 法定点検・保守点検・小規模修繕を過去の平均により算出した経費

- 改修経費  
なし
- 更新等経費  
空港整備計画に基づいた経費（滑走路、誘導路は20年毎、エプロンは50年毎）
- 耐用年数経過時に単純更新した場合の経費  
更新等経費を法定耐用年数（滑走路、誘導路は10年毎、エプロンは15年毎）で算定した更新等経費に維持管理・修繕経費を加えて算出した経費
- 現在要している経費（過去平均）  
直近5ヶ年の法定点検、保守点検、小規模修繕の計の平均

施設類型	農業水利施設	担当課	農村整備課
対象施設	ダム、水路、揚排水機場、ため池等		
個別施設計画	計 画 名：基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針 策 定 年 度：平成19年度(2007年度) 最終改訂年度：令和2年度(2020年度) 改訂予定年度：－		

### 基本的な考え方・概要

#### 1 現状や課題に関する基本認識

##### (1) 対象施設

山形県内の県営造成施設のうち、「山形県農業水利施設ストックマネジメントデータベース」に入力されている、末端支配面積がおおむね100ha以上の基幹水利施設（田以外の農用地を受益地とするものについては、おおむね20ha以上）を基本とし、造成後おおむね10年以上を経過する施設を選定の対象とする。

##### (2) 現状と課題

基幹的農業水利施設は、昭和40年代～昭和50年代に造成されたものが多く、順次更新時期を迎える。老朽化にともなう突発事故が発生しており、安定的に機能を発揮させるため、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る必要がある。

#### 2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

##### (1) 点検・診断等の実施方針

施設所有者である土地改良区等が実施する。

##### (2) 維持管理・更新等の実施方針

県が事業主体となって機能診断及び機能保全計画策定を実施し、更新又は補修を行う。

##### (3) 安全確保の実施方針

「農業用排水路における安全管理の手引」（令和2年3月、農林水産省農村振興局整備部水資源課）等に基づき、施設所有者である土地改良区等が実施する。

##### (4) 耐震化の実施方針

「土地改良事業設計指針「耐震設計」」（平成27年5月、農林水産省農村振興局整備部監修 公益社団法人農業農村工学会）等に基づき、規模によって県又は施設所有者である土地改良区等が実施する。

##### (5) 長寿命化の実施方針

「農業水利施設の長寿命化のための手引き」（平成27年11月、農林水産省農村振興局整備部設計課）等に基づき、規模によって県又は施設所有者である土地改良区等が実施する。

##### (6) 統合や廃止の推進方針

施設所有者である土地改良区等が検討する。

##### (7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

施設所有者である土地改良区等の管理体制による。

#### 3 維持管理・更新等に係る経費の見込み

##### (1) 令和3年度から30年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(単位:百万円)

	維持管理・修繕①	改修②	更新等③	合計④ (①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合⑤	長寿命化対策の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去平均)
計	－	－	28,652	28,652	95,048	▲66,396	921
年平均	－	－	955	955	3,168	▲2,213	－

##### (2) 算定条件

- ・維持管理・修繕経費  
各施設所有者（土地改良区等）が実施

- 改修経費  
機能保全に関して対象となる経費なし。
- 更新等経費  
補修と更新を組み合わせ、最適な時期かつ低コストとなる整備内容を積み上げた経費。
- 耐用年数経過時に単純更新した場合の経費  
施設建設時の価格を現在価値に換算した経費。
- 現在要している経費（過去平均）  
過去3年に実施した更新等に係る事業費の平均。

施設類型	林道施設	担当課	森林ノミクス推進課
対象施設	橋梁		
個別施設計画	計 画 名：山形県林道施設長寿命化計画（個別施設計画） 策 定 年 度：令和2年度(2020年度) 最終改訂年度：－ 改訂予定年度：令和7年度(2025年度)		

### 基本的な考え方・概要

#### 1 現状や課題に関する基本認識

##### (1) 対象施設

- ・県管理林道に架かる橋長4m以上の橋梁（全9橋）

##### (2) 現状と課題

- ・令和3年2月現在で、架設から50年を経過した橋梁は4橋（全体の45%）であるが、10年後には8橋となり全体の80%を占め、急速に老朽化した橋梁が増えることとなる。
- ・今後、橋梁の補修・架替えに要する経費が増大することが見込まれることから、可能な限りのコスト縮減への取組が不可欠となっている。

#### 2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

##### (1) 点検・診断等の実施方針

- ・山形県林道施設長寿命化計画に基づき5年に一度の定期点検を行う。

##### (2) 維持管理・更新等の実施方針

- ・日常的な点検等の維持管理は職員自ら行う。
- ・施設の更新は点検・診断の結果に基づき実施。

##### (3) 安全確保の実施方針

- ・日常的な維持管理と定期点検により施設の状態を把握し、必要に応じた補修・架替えを行うことで危険性の高くなった施設の安全性を確保する。

##### (4) 耐震化の実施方針

- ・耐震化の実施予定はない。

##### (5) 長寿命化の実施方針

- ・計画に基づく点検結果による予防的な補修により長寿命化を図る。

##### (6) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

- ・職員研修の実施により点検・診断及び維持管理の質を高めることで、補修箇所、危険箇所の早期発見につなげて、計画的な管理を行っていく。

#### 3 維持管理・更新等に係る経費の見込み

##### (1) 令和3年度から30年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(単位:百万円)

	維持管理・修繕①	改修②	更新等③	合計④ (①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合⑤	長寿命化対策の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去平均)
計	72	46	0	118	385	▲267	11
年平均	2	2	0	4	13	▲9	－

##### (2) 算定条件

- ・維持管理・修繕経費  
定期点検の実績単価を基に算出した経費
- ・改修経費  
過去の実績単価を基に算出した経費
- ・更新等経費  
直近の橋梁架設時の実績単価を基に算出した経費 使用見込年数：90年
- ・耐用年数経過時に単純更新した場合の経費  
更新等経費を法定耐用年数（60年）で算定した更新等経費に、維持管理・修繕費用を加えて算出した経費

- ・現在要している経費（過去平均）  
直近3ヶ年の維持管理・修繕経費、改修経費、更新等経費の計の平均

施設類型	漁港施設（水域含む）・海岸保全施設	担当課	水産振興課
対象施設	<b>【漁港施設】</b> 防波堤、導流堤、防砂堤、護岸、突堤、岸壁、物揚場、船揚場、橋梁、擁壁、航路（水域）、泊地（水域） <b>【海岸保全施設】</b> 護岸、突堤、離岸堤、橋梁、胸壁		
個別施設計画	<b>計 画 名：</b> 機能保全計画書 <b>【漁港施設】</b> （飛島・吹浦・由良・小波渡・堅苔沢・米子漁港） <b>策 定 年 度：</b> 平成22年度（2010年度） <b>最終改訂年度：</b> 令和2年度（2020年度） <b>改訂予定年度：</b> －		
	<b>計 画 名：</b> 機能保全計画書 <b>【水域施設】</b> （吹浦・由良・堅苔沢・小波渡漁港） <b>策 定 年 度：</b> 平成28年度（2016年度） <b>最終改訂年度：</b> － <b>改訂予定年度：</b> －		
	<b>計 画 名：</b> 長寿命化計画 <b>【海岸保全施設】</b> （飛島・吹浦・由良・小波渡・堅苔沢漁港） <b>策 定 年 度：</b> 平成29年度（2017年度） <b>最終改訂年度：</b> － <b>改訂予定年度：</b> －		
<b>基本的な考え方・概要</b>			
<b>1 現状や課題に関する基本認識</b> <b>（1）対象施設</b> 第1種漁港（3漁港） 吹浦漁港（遊佐町）、小波渡漁港（鶴岡市）、米子漁港（鶴岡市） 第2種漁港（2漁港） 由良漁港（鶴岡市）、堅苔沢漁港（鶴岡市） 第4種漁港（1漁港） 飛島漁港（酒田市） <b>（2）現状と課題</b> 山形県の漁港・海岸保全施設は、建設年次が古く、経年変化による老朽化が進んでいるため、計画的な補修が必要である。 また、港内の水域（航路・泊地）への漂砂堆積により、漁船の安全な航行に支障を来たさないよう浚渫を行う必要がある。			
<b>2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方</b> <b>（1）点検・診断等の実施方針</b> 次の手引き・ガイドラインなどに基づき、点検を行う。 ・水産基盤施設機能保全計画策定の手引き ・水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン ・海岸保全施設維持管理マニュアル <b>（2）維持管理・更新等の実施方針</b> ・漁港施設等の老朽化に係る点検・診断等を着実に実施し、適切な時期に維持管理・更新等を行うことで、ライフサイクルコストの縮減及び予算の平準化を図る。 <b>（3）安全確保の実施方針</b> ・点検、診断等により、漁港施設等の状態を把握し、必要な対策を適切な時期に、効率的・効果的に実施することで、漁港施設等の安全確保を図る。 <b>（4）耐震化の実施方針</b> ・山形県地域防災計画に位置付けられた防災上重要な漁港（防災拠点漁港）等の岸壁や主要な防波堤の耐震化に努める。 <b>（5）長寿命化の実施方針</b> ・漁港施設等の劣化状況を調査し策定した機能保全計画書、長寿命化計画に基づき、漁港施設等の保全方法について、今後も予防保全型の取組みを推進する。			

(6) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

- ・庄内総合支庁産業経済部水産振興課が漁港施設等の機能保全計画や長寿命化計画を策定する際は、農林水産部水産振興課が策定にあたり助言を行う。

3 維持管理・更新等に係る経費の見込み

(1) 令和3年度から30年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(単位:百万円)

	維持管理 ・修繕①	改修 ②	更新等 ③	合計④ (①+②+③)	耐用年数経過 時に単純更新 した場合⑤	長寿命化対 策の効果額 (④-⑤)	現在要して いる経費 (過去平均)
計	120	7,860	0	7,980	19,734	▲11,754	266
年平均	4	262	0	266	658	▲392	—

(2) 算定条件

- ・維持管理・修繕経費  
直近3ヶ年の小規模修繕等により算出した経費
- ・改修経費  
直近3ヶ年の機能保全計画等に基づく長寿命化に資する経費
- ・更新等経費  
改修により、今後30年間に使用見込年数に到達する施設がないため、「0円」
- ・耐用年数経過時に単純更新した場合の経費  
岸壁、防波堤等のコンクリート耐用年数である築造の50年後に再度取得額を要するものとして算出した経費
- ・現在要している経費 (過去平均)  
直近3ヶ年の維持管理・修繕経費、改修経費更新等経費の計の平均

施設類型	交通安全施設	担当課	警察本部交通規制課
対象施設	交通信号機		
個別施設計画	計画名：交通安全施設（信号機）管理計画 策定年度：令和2年度(2020年度) 最終改訂年度：－ 改訂予定年度：－		

### 基本的な考え方・概要

#### 1 現状や課題に関する基本認識

##### (1) 対象施設

令和3年3月末現在、対象施設である交通信号機は1,821基

##### (2) 現状と課題

- ・令和3年3月末現在、警察庁が更新対象としている19年を経過している制御機は、530基で全数である1,805基の約29.4%を占め、老朽化が進んでいる。
- ・19年を経過すると直ちに障害が発生するものではないが、障害発生のため未然防止のため、定期点検を業者へ委託し、また、障害発生時には緊急出動を依頼し委託業者が対応することで、長寿命化を図っている。

#### 2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

##### (1) 点検・診断等の実施方針

- ・信号機保守委託による点検を実施

##### (2) 維持管理・更新等の実施方針

- ・維持管理・更新等に係るトータルコスト削減を図る。

##### (3) 安全確保の実施方針

- ・点検により機器の状態を把握し、安全確保を図る。

##### (4) 耐震化の実施方針

- ・コンクリート柱から鋼管柱へ更新することにより耐震化を図る。

##### (5) 長寿命化の実施方針

- ・警察庁インフラ長寿命化計画に基づき、維持管理・更新等を行う。

##### (6) ユニバーサルデザイン化

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機を整備する。

##### (7) 統合や廃止の推進方針

- ・信号機設置の指針に基づき、交通環境の変化等により、交通量が減少したり、利用頻度が低下した信号機については、他の対策により代替が可能か否かを考慮した上で、信号機の撤去を検討する。

##### (8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

- ・警察本部交通規制課において、計画的に管理を行う。

#### 3 維持管理・更新等に係る経費の見込み

##### (1) 令和3年度から30年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(単位:百万円)

	維持管理・修繕①	改修②	更新等③	合計④ (①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合⑤	長寿命化対策の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去平均)
計	7,028	3,909	10,043	20,980	24,915	▲3,935	677
年平均	234	130	335	699	831	▲132	—

##### (2) 算定条件

- ・維持管理・修繕経費  
保守点検、回線使用料、使用賃借料等の経費
- ・改修経費  
信号灯器のLED化、信号柱の鋼管柱化の経費

- 更新等経費  
制御機、灯器、柱更新に係る経費
- 耐用年数経過時に単純更新した場合の経費  
警察庁基準の19年で算定した経費
- 現在要している経費（過去平均）  
直近3ヶ年の維持管理・修繕経費、改修経費、更新等経費の計の平均

施設類型	下水道施設	担当課	下水道課
対象施設	流域下水道 管路施設、流域下水道 処理施設		
個別施設計画	計 画 名：山形県流域下水道ストックマネジメント計画（第2期） 策 定 年 度：令和2年度(2020年度) 最終改訂年度：－ 改訂予定年度：－		

**基本的な考え方・概要**

**1 現状や課題に関する基本認識**

**(1) 対象施設**

4 処理区（山形処理区、村山処理区、置賜処理区、庄内処理区）における終末処理場、中継ポンプ場、マンホールポンプ場、及び管路施設

**(2) 現状と課題**

山形県流域下水道事業により整備した各施設については、最も古い村山処理区・置賜処理区では昭和62年度に共用を開始しており、現在は老朽化が進んでいる。そのため、各施設に対して計画的な点検・調査、修繕・改築等を行うことにより効果的・効率的なストックマネジメントを推進し、施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図っていく必要がある。

**2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方**

**(1) 点検・診断等の実施方針**

- ・「施設・設備の劣化状況や動作状況の確認」もしくは「施設・設備の特性に応じて予め定めた周期（目標耐用年数）」によりリスク評価を行う。

**(2) 維持管理・更新等の実施方針**

- ・重要度が高い施設についてはリスク評価を踏まえ、予防保全型の管理を実践していく。一方、重要度が低い設備については事後保全型の管理を行う。

**(3) 安全確保の実施方針**

- ・各施設に対して計画的な点検・調査、修繕・改築等を行うことにより効果的・効率的なストックマネジメントを推進し、施設全体の持続的な機能確保を図る。

**(4) 耐震化の実施方針**

- ・汚水処理に係る重要度の高い設備から優先的に耐震化を推進する。

**(5) 長寿命化の実施方針**

- ・重要度が高い施設についてはリスク評価を踏まえ、予防保全型の管理を実践する。一方、重要度が低い設備については事後保全型の管理を行う。

**3 維持管理・更新等に係る経費の見込み**

**(1) 令和3年度から30年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み**

(単位:百万円)

	維持管理・修繕①	改修②	更新等③	合計④ (①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合⑤	長寿命化対策の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去平均)
計	1,200	26,981	17,987	46,168	141,932	▲95,764	1,847
年平均	40	899	600	1,539	4,731	▲3,192	－

**(2) 算定条件**

- ・維持管理・修繕経費  
ストックマネジメント計画に基づく点検・調査費
- ・改修経費  
ストックマネジメント計画に基づく建屋・工作物の改修費
- ・更新等経費  
ストックマネジメント計画に基づく電気・機械設備の更新費  
目標使用年数は標準耐用年数の1.5倍

- 耐用年数経過時に単純更新した場合の経費  
標準耐用年数で算定した更新等経費に点検・調査費を加えて算出した経費
- 現在要している経費（過去平均）  
直近3ヶ年の維持管理・修繕経費、改修経費、更新等経費の計の平均

施設類型	企業局施設	担当課	企業局総務企画課
対象施設	公営企業資産運用事業施設、電気事業施設、水道用水供給事業施設		
個別施設計画	計 画 名：山形県企業局経営戦略 策 定 年 度：平成29年度(2017年度) 最終改訂年度：令和2年度(2020年度) 改訂予定年度：令和3年度(2021年度)		
<b>基本的な考え方・概要</b>			
<p><b>1 現状や課題に関する基本認識</b></p> <p><b>(1) 対象施設</b>          公営企業資産運用事業施設 県民ゴルフ場、県営駐車場、緑町会館（各1施設）          電気事業施設 15発電所（水力発電所14か所、太陽光発電所1か所）          水道用水供給事業施設 5浄水場（導送水管249.7km等）</p> <p><b>(2) 現状と課題</b>          [公営企業資産運用事業施設]          建設から20年以上が経過し、建物、電気・機械設備、管理用機器の老朽化が進んできており、施設の機能低下、利用者へのサービス低下などが懸念される。また、今後、大規模修繕、改修、更新が必要となる時期を迎える。          現在、県民ゴルフ場、県営駐車場は指定管理者制度を採用している（収入は指定管理者からの納付金）。          [電気事業施設]          1950～1960年代に建設された発電所が複数あり、それらの老朽化への対応が課題となっている。          [水道用水供給事業施設]          令和3年度の時点で置賜は給水開始から38年、村山は37年、最上は27年、庄内は20年がそれぞれ経過し、計装・電気・機械設備の老朽化が進んできており、施設の機能低下や事故・故障などが懸念される。          更に、令和20年度代には、管路等の大規模更新時期を迎える。</p> <p><b>2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方</b></p> <p><b>(1) 点検・診断等の実施方針</b>          [公営企業資産運用事業施設]          ・点検委託に係る経費は指定管理者で実施する。工事に係る診断等は双方協議で対応する。          [電気事業施設]          ・山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程に基づき、点検などを実施する。          [水道用水供給事業施設]          ・山形県企業局水道用水管理規程、同細則に基づき、点検・修繕などを実施する。</p> <p><b>(2) 維持管理・更新等の実施方針</b>          [公営企業資産運用事業施設]          ・小規模修繕（1件当たり50万円未満）は指定管理者、これ以外は企業局が実施する。          ・修繕、更新工事は山形県企業局経営戦略を基本とし、現状確認を行い実施する。          [電気事業施設]          ・各種点検や診断等の結果に基づき、計画的に行う。          ・実施時期については、発電停止による減電を少なくするため、関連する工事をできるだけ同時期にあわせて効率的に実施する。          [水道用水供給事業施設]          ・山形県企業局経営戦略に基づき、実施する。</p> <p><b>(3) 安全確保の実施方針</b>          ・山形県企業局安全衛生管理規程に基づき、実施する。</p>			

#### (4) 耐震化の実施方針

[公営企業資産運用事業施設]

- ・昭和56年6月1日施行の建築基準法の耐震基準を満たしている。

[電気事業施設]

- ・耐震診断の結果に基づき、計画的に耐震化を図る。

[水道用水供給事業施設]

- ・平成24年度に5年間（H25～29）の水道施設耐震化計画【第1期】を策定し、水道施設の耐震化を進めてきた。この計画が平成29年度に満了したことから、継続して耐震化を進めるべく平成29年度に5年間（H30～R4）の水道施設耐震化計画【第2期】を策定し、実施している。

#### (5) 長寿命化の実施方針

- ・予防保全を基本とし、計画的に補修を行い、機械類の故障に対しては迅速に補修を実施する。

#### (6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・施設固有の状況を踏まえ、障がいのある人、高齢者等が見学を訪れる施設については、施設の更新・改修時にはバリアフリーなども検討する。

### 3 維持管理・更新等に係る経費の見込み

#### (1) 令和3年度から30年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(単位:百万円)

	維持管理 ・修繕①	改修 ②	更新等 ③	合計④ (①+②+③)	耐用年数経過 時に単純更新 した場合⑤	長寿命化対 策の効果額 (④-⑤)	現在要して いる経費 (過去平均)
計	31,220	14,270	82,634	128,124	217,672	▲89,548	2,788
年平均	1,041	476	2,754	4,271	7,256	▲2,985	—

#### (2) 算定条件

##### ・維持管理・修繕経費

公営企業資産運用事業施設：経常的な修繕経費。

※委託費は指定管理者が実施のため計上せず。

電気事業施設

：経常的な修繕及び委託の経費。

水道用水供給事業施設

：保守点検、汚泥処分等の経常的な委託及び経常修繕に係る経費（直近3年平均）。

##### ・改修経費

公営企業資産運用事業施設：山形県企業局経営戦略に基づく経費。

電気事業施設

：発電所設備の分解修繕や土木設備の大規模補修費用等。

水道用水供給事業施設

：山形県企業局経営戦略に基づく定期的なメンテナンス費用（政策修繕経費）。

##### ・更新等経費

公営企業資産運用事業施設：山形県企業局経営戦略に基づく経費。

電気事業施設

：山形県企業局経営戦略に基づく経費。

水道用水供給事業施設

：山形県企業局経営戦略に基づく経費。

##### ・耐用年数経過時に単純更新した場合の経費

公営企業資産運用事業施設：法定耐用年数での更新費用に、上記の維持管理・修繕経費を加えて算出した経費。

電気事業施設

：法定耐用年数での更新費用に、経常的な修繕及び委託の経費を加えて算出した経費。

水道用水供給事業施設

：法定耐用年数での更新費用に、上記の維持管理・修繕経費を加えて算出した経費。

##### ・現在要している経費（過去平均）

公営企業資産運用事業施設：直近3か年の修繕、委託、更新費用の平均。

電気事業施設

：直近3か年の修繕、委託、更新費用の平均。

水道用水供給事業施設

：直近3か年の経常的な委託及び経常修繕に係る経費の平均。

施設類型	病院事業局施設	担当課	病院事業局県立病院課
対象施設	病院		
個別施設計画	計画名：山形県病院事業中期経営計画 策定年度：平成27年度(2015年度) 最終改訂年度：令和元年度(2019年度) 改訂予定年度：令和3年度(2021年度)		

### 基本的な考え方・概要

#### 1 現状や課題に関する基本認識

##### (1) 対象施設

対象施設は、病院施設として県立中央病院、県立新庄病院、県立河北病院、県立こころの医療センターの4病院があり、その他施設として職員公舎、中央病院院内保育所がある。棟数の合計は27棟、延床面積の合計は約13.5万㎡となっている。

	主な施設	棟数	延床面積(㎡)	構成比
病院施設	中央病院 (がん・生活習慣病センター、救命救急センターを含む)	5	63,869	47.3%
	新庄病院	2	25,554	18.9%
	河北病院	6	17,981	13.3%
	こころの医療センター	2	15,909	11.8%
その他施設	職員公舎	11	11,521	8.5%
	中央病院院内保育所	1	219	0.2%
計		27	135,053	100.0%

##### (2) 現状と課題

令和2年度末において、建築後30年以上経過している病院施設は、新庄病院及び河北病院の2病院となっている。なお、新庄病院は現在、新病院の建築整備(全面更新)を実施しており、令和5年度に開院する予定である。また、職員公舎については、全11棟のうち8棟が建築後30年以上経過しており、老朽化が進んでいる状況である。

#### 2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

##### (1) 点検・診断等の実施方針

建築基準法等の関連法令に基づく定期点検や、県有施設の維持保全に関わる定期点検等実施要領に基づく定期点検等を適切に実施するとともに、日々の施設維持管理業務を通じて日常的に施設の状況を管理・把握する。

##### (2) 維持管理・更新等の実施方針

県立病院として求められる必要な医療を提供するため、日常的に点検及び施設維持のための修繕を実施する。

当面は、現在の病院機能を維持しながら定期的な改修により長寿命化を図る。

##### (3) 安全確保の実施方針

点検、診断等により、施設等の状態を把握し、必要な対策を適切な時期に、効率的・効果的に実施することで、病院施設の安全確保を図る。

##### (4) 耐震化の実施方針

病院施設については、現在の耐震化基準を満たしており、引き続き耐震化に努める。

##### (5) 長寿命化の実施方針

山形県県有建物長寿命化指針に基づき、計画的な更新・修繕等により長寿命化を推進する。

**(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針**

病院施設については、患者の利便性に配慮するとともに、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい病院施設を目指して、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。

**(7) 統合や廃止の推進方針**

病院施設については、必要不可欠な施設として維持していく。一方で職員公舎については、そのあり方や必要性を検討する。

**(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針**

病院事業局県立病院課が、県土整備部建築住宅課営繕室から助言や協力を得ながら、各病院施設全体の保全管理を総合的かつ計画的に推進する。

**3 維持管理・更新等に係る経費の見込み**

**(1) 令和3年度から30年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み**

(単位:百万円)

	維持管理・修繕①	改修②	更新等③	合計④ (①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合⑤	長寿命化対策の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去平均)
計	11,220	17,417	18,328	46,965	60,539	▲13,574	736
年平均	374	581	611	1,566	2,018	▲452	—

**(2) 算定条件**

- ・維持管理・修繕経費  
令和2年度の法定点検・保守点検・小規模修繕等の決算額
- ・改修経費  
これまでの施設の改修に要した実績を基に算出した経費
- ・更新等経費  
これまでの施設の更新に要した実績を基に算出した経費 使用見込年数：65年
- ・耐用年数経過時に単純更新した場合の経費  
法定耐用年数に合わせて、これまでの施設の更新に要した実績を基に算出した経費を計上し、例年要する維持管理・修繕経費を加えて算出した経費
- ・現在要している経費（過去平均）  
直近3か年の法定点検・保守点検・小規模修繕等の決算額の平均

施設類型	地方独立行政法人施設	担当課	学事文書課
対象施設	山形県公立大学法人施設（山形県立米沢栄養大学 山形県立米沢女子短期大学）		
個別施設計画	計 画 名：個別施設計画 策 定 年 度：令和2年度(2020年度) 最終改訂年度：－ 改訂予定年度：－		

### 基本的な考え方・概要

#### 1 現状や課題に関する基本認識

##### (1) 対象施設

米沢女子短期大学と米沢栄養大学の2校を同一敷地内で運営している公立大学法人の施設で、多くの学生が在学している高等教育施設である。

	施設名称	棟数	延床面積 (㎡)
大学施設	米沢女子短期大学校舎 A号館	1	7,299.39
	米沢女子短期大学校舎 B号館	1	5,679.00
	米沢女子短期大学校舎 C号館	1	3,140.40
	米沢栄養大学校舎 D号館	1	4,951.51
	体育館	1	1,069.26
	寄宿舍	1	1,901.70
その他施設	職員宿舎	1	1,206.42
	計	7	25,247.68

##### (2) 現状と課題

米沢女子短期大学の校舎は、建設以来A号館が49年、B号館が38年、C号館が27年経過している。建物の劣化が広範囲であり、かつ、電気設備及び機械設備は、それぞれ耐用年数を大幅に超えて使用しており老朽化への対応が喫緊の課題となっている。

#### 2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

##### (1) 点検・診断等の実施方針

次の法令・規則などに基づき、点検などを行う。

- ・建築基準法
- ・建築基準法施行令
- ・建築基準法施行規則

##### (2) 維持管理・更新等の実施方針

- ・修繕・更新による現行機能の維持を計画的に実施する。
- ・研究・教育環境確保や利用者の安全性向上の観点から、優先順位を考慮した修繕・改修を計画的に実施する。

##### (3) 安全確保の実施方針

- ・点検、診断等により、施設等の状態を把握し、必要な対策を適切な時期に、効率的・効果的に実施することで、公共的教育施設として安全確保を図る。

##### (4) 耐震化の実施方針

- ・平成22年度までに必要となる全ての施設の耐震化は完了した。

##### (5) 長寿命化の実施方針

- ・建物や設備の保全方法について、従来の事後保全型から予防保全型へと取組みの転換を図る。

##### (6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・障がいの有無等にかかわらず多様な人々の利用を考慮し、公共的教育施設としてユニバーサルデザイン化の推進を図る。

##### (7) 統合や廃止の推進方針

- ・学生に良好な環境で質の高い教育を提供するため、施設設備等の計画的な整備及び長期的な視点に立った維持管理により、教育環境の向上を図る。

**(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針**

- ・中期計画における施設整備計画に基づき、県と連携しながら計画的な整備・更新を進める。

施設類型	地方独立行政法人施設	担当課	健康福祉企画課
対象施設	公立大学法人山形県立保健医療大学		
個別施設計画	計 画 名：個別施設計画 策 定 年 度：令和2年度(2020年度) 最終改訂年度：－ 改訂予定年度：－		

### 基本的な考え方・概要

#### 1 現状や課題に関する基本認識

##### (1) 対象施設

学生・大学院生や教職員が常時利用する施設

	施設名称	棟数	延床面積(m <sup>2</sup> )	構成比
大学施設	校舎棟	1	10,504.61	57.8%
	管理・図書館棟	1	3,447.71	19.0%
	厚生・講堂棟	1	1,501.60	8.3%
	体育館	1	1,151.62	6.3%
その他施設	教員宿舎	1	1,565.46	8.6%
計		5	18,171.00	100.0%

##### (2) 現状と課題

本学の施設は全て平成8年度(1997年)に完成しており、令和9年度(2027年)に建築後30年を経過するため、老朽化への対応がこれからの課題となっている。

#### 2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

##### (1) 点検・診断等の実施方針

次の法令・規則などにに基づき、点検などを行う。

- ・建築基準法
- ・建築基準法施行令
- ・建築基準法施行規則

##### (2) 維持管理・更新等の実施方針

・教育・研究環境を確保し、利用者の安全性、大学運営に支障をきたすことのないよう実施していく。

##### (3) 安全確保の実施方針

・点検、診断等により、施設等の状態を把握し、必要な対策を適切な時期に、効率的・効果的に実施することで、大学施設等の安全確保を図る。

##### (4) 耐震化の実施方針

・本学の施設は、1981年6月からの「新耐震基準」に基づき建築されている。

##### (5) 長寿命化の実施方針

・山形県県有建物長寿命化指針を参考に、建物や設備の保全方法について、従来の事後保全型から予防保全型へと取組みの転換を図る。

##### (6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

・施設固有の状況を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい大学施設の実現を目指して、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。

##### (7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

・事務局総務課が主体となり、県、設計事業者、各種工事施工業者、各種保守管理委託業者の助言を得ながら、効率的かつ計画的な施設の改修を実施していく。

施設類型	地方独立行政法人施設	担当課	医療政策課
対象施設	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構		
個別施設計画	計画名：地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 第4期中期計画 策定年度：令和元年度(2019年度) 最終改訂年度：－ 改訂予定年度：－		

### 基本的な考え方・概要

#### 1 現状や課題に関する基本認識

##### (1) 対象施設

	施設用途	棟数	延床面積 (㎡)
病院施設	日本海総合病院	5	55,911.87
	日本海酒田リハビリテーション病院	7	9,946.89
その他施設	日本海総合病院附属棟	4	695.62
	職員宿舎	8	8,299.07
	院内保育所	1	466.23
計		25	75,319.68

##### (2) 現状と課題

###### ①病院本体について

平成5年の竣工以来、築27年が経過し、建物の老朽化が進んでいる。建物及び設備の劣化や不具合は、患者の生命に影響を及ぼす危険性があり、病院施設の適切な維持保全が最重要課題である。

###### i) 建築

現状：これまで外壁・屋上防水層等に著しい損傷・不具合は無い。

課題：屋上防水層等からの漏水で業務に支障をきたす事案は発生していないが、耐用年数が経過しているため、更新時期・内容について精査が必要である。

###### ii) 電気

現状：日常・年次点検により、全般的に維持管理を行っている。医療情報技術の発達により、これまで点検対象外だった通信設備・小規模のバッテリー設備等が担う部分が大きくなっている。

課題：重要な電気設備（受変電設備等）の更新時期となり、計画的な更新を行っているが、工事による病院運営への影響が大きい。通信設備等については、不具合が発生した場合、業務に直接的な影響を及ぼす可能性がある。

###### iii) 衛生

現状：ポンプ等は年次点検、計画的な更新を行っているが、配管については、点検による予知保全・定期的な更新による予防保全が困難であるため、経年劣化等による突発的な漏水修繕等の事後保全が増加している。

課題：給水・給湯・排水・蒸気配管の更新工事は、病院運営への影響が大きく、大規模となるため、効率的・効果的な更新計画の策定が必要である。

###### iv) 空調

現状：年次点検及び計画的な更新を行っている。

課題：台数が多いため、長期的な更新が必要である。新型コロナウイルス感染症により、空調設備の重要性が改めて認識されているため、これまでの点検内容等の精査が必要である。

###### v) その他

発電機室・電気室がエネルギー棟1階にあるため、浸水対策（河川洪水）が必要である。

## ②職員宿舎について

病院本体と同時期に建てられた医師用世帯用宿舎・看護師用宿舎は、建物の老朽化が進み配管からの漏水も増えている。

また、内装・間取り等も陳腐化しているため、解体・建替・修繕計画を視野に入れた再活用の検討が必要である。

## 2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

### (1) 点検・診断等の実施方針

- ・関係法令に基づく設備の日常点検・年次点検等は、専門業者に委託し、適切な維持保全を行う。
- ・診断については、平成26年度に建物全体の建物劣化診断を実施。今後は、必要に応じて、各部位の劣化診断を行う。

### (2) 維持管理・更新等の実施方針

- ・建物劣化診断の結果を踏まえて、病院の中長期修繕計画を策定した。
- ・中長期修繕計画に基づき設備の更新を行っているが、必要に応じて計画の見直しを行う。

### (3) 安全確保の実施方針

- ・建築物の法定点検（特定建築物・建築設備・防火設備・昇降機）及び消防防災設備の法定点検を実施し、その結果を関係官庁に報告する。不具合等の指摘事項があった場合は、危険性の高い事項から早急に是正する。

### (4) 耐震化の実施方針

- ・病院の敷地内で患者が利用する建物は、新耐震基準（昭和57年）で建設された建物であるため、耐震性がある。
- ・院内の什器については、必要に応じて転倒防止対策を行う。

### (5) 長寿命化の実施方針

- ・日常点検・年次点検を実施し、点検・診断等の結果を基に、中長期修繕計画の見直しを行う。
- ・計画の見直しについては、ライフサイクルコストを考慮し、長寿命化を図る。
- ・配管の更新に課題があるため、検討を進める。

### (6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・これまでの医療制度の変更や患者ニーズに対応するため、増築や院内レイアウト変更を繰り返し行ってきた。その影響により院内の利用者の動線が複雑化している。また、院内案内のサインデザインが陳腐化しているため、サインデザインの更新等の検討を行い、利用者がわかりやすいユニバーサルデザイン化の推進を図る。

### (7) 統合や廃止の推進方針

- ・設立団体である山形県や酒田市と協議を行いながら、地域の医療需要や他の医療機関との機能分担等、総合的に判断して進めていく。

### (8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

- ・管理課施設係が病院及び宿舎の施設管理全般を行い、病院の中長期修繕計画の策定主体となっている。点検・計画内容の見直しについては、必要に応じて設計者や専門業者の協力を得ながら協議・決定する。

